

令和3年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和3年9月14日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時44分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	13番	蒔苗博英	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		12番	尾崎寿一	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	後藤千登世
財務部長兼 健康こども部理事	森岡欽吾	市民生活部長	岩崎隆
福祉部長	番場邦夫	健康こども部長	三浦直美
農林部長	中田善大	商工部長	西沢宏智
観光部長	神雅昭	建設部長	花岡哲
都市整備部長	天内隆範	会計管理者	野呂智子
上下水道部長	坂田一幸	教育部長	鳴海誠
選挙管理委員会事務局長	栗嶋博美	企画課長	白戸麻紀子
企画課長補佐	青山洋蔵	企画課長補佐	笹田哲文

広聴広報課長	土岐康之	広聴広報課長補佐	菊地謙太郎
地域医療課長	佐伯尚幸	人事課長	堀川慎一
契約課長	黒沼立真	情報システム課長	羽場隆文
財政課長	今井郁夫	管財課長	工藤浩
市民税課長	石井啓之	資産税課長	石田剛
収納課長	中田和人	市民協働課長	高谷由美子
市民協働課長補佐	村田善彦	市民課長	蒔苗元
生活福祉課長	佐々木順一	介護福祉課長	川田哲也
介護福祉課長補佐	工藤信康	こども家庭課長	石澤容子
国保年金課長	葛西正樹	国保年金課長補佐	相馬延承
健康増進課長	山内恒	農政課長	齊藤隆之
りんご課長	澁谷明伸	商工労政課長	工藤竜輔
産業育成課長	丸岡和明	観光課長	早坂謙丞
文化振興課長	佐藤孝子	土木課長	千葉裕朗
地域交通課長	小山内孝紀	岩木総合支所長	戸沢春次
相馬総合支所長	三上誠	会計課長	中村工
上下水道部総務課長	田中知巳	生涯学習課長	原直美
選挙管理委員会事務局次長	村元広美		

○出席事務局職員

事務局次長	佐藤記一	次長	菊池浩行
総括主査	高屋憲	議事係主事	蝦名良平
主任事	成田敏教	主事	附田準悦
	成田崇伸	主事	外崎容史

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第69号から第80号まで、第85号及び第86号の以上14件であります。

審査に当たりましては、お手元に配付しております日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業

会計の順序で進めてまいりたいと思います。

審査に先立ち委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑を願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めていただきます。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第69号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第8号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

議案第69号令和3年度弘前市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に2億8669万8000円を追加し、補正後の額を790億2241万5000円とするほか、継続費及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、私立保育所等整備事業に係る追加1件であります。

地方債の補正は、同事業などに係る変更3件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の4億2076万1000円は、令和2年度決算における実質収支の確定に伴い、財政調整基金積立金を追加するものであります。

4目企画費の264万5000円は、食で応援！学生支援業務委託料を計上するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の631万1000円は、次世代医療基盤法に基づく医療情報提供に係る経費を計上するほか、中国残留邦人等医療支援給付費を追加するものであります。

10ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の1億9387万8000円の減額は、私立保育所等整備事業費補助金を減額するほか、私立保育所等ICT化推進事業費補助金を追加するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費7目健康増進対策費の1210万円は、健康管理システム改修業務委託料を追加するものであります。

5款労働費1項労働諸費1目労政費の165万円は、資格取得チャレンジ支援事業費補助金を追加するものであります。

11ページの6款農林水産業費1項農業費3目農

業振興費の2439万9000円は、販売促進活動用カットりんご加工業務委託料及び産地生産基盤パワーアップ事業費補助金を計上するほか、中山間地域等直接支払制度交付金を追加するものであります。

8款土木費2項道路橋りょう費6目地方道改修事業費の1000万円は、堰根下線道路改築工事を追加するものであります。

12ページをお開き願います。

10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費の271万円は、成人式に係る委託料などの経費を追加するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金、17款県支出金、22款諸収入及び23款市債をそれぞれ計上するほか、21款繰越金を追加し、23款市債のうち臨時財政対策債の減額を行い、12款地方交付税5億3283万2000円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） 四つ質疑しますので、よろしく願います。

まず、3款1項1目の社会福祉総務費についてです。その項目の需要費、役務費、備品購入費の内訳、委託料について住民記録システムデータ抽出業務委託料と医療情報出力業務委託料のそれぞれの委託内容と委託先について答弁をお願いします。

二つ目が、4款1項7目の健康管理システム改修業務委託料追加についてです。事業の概要、今回の補正の理由、そして財源について答弁をお願いします。

三つ目は、6款1項3目の販売促進活動用カッ

トリngo加工業務委託料についてです。事業の概要、委託先、委託の業務内容、あと販売促進とありますが販売促進の方法、そしてカントリーの味についてどんなものなのか、おいしいものなのか。

あと最後、四つ目が10款4項1目の成人式関係業務委託料追加についてです。補正で追加される業務委託の内容、あと前回は、武道館で成人式が行われたわけですが、私も大変よかったなと思っているところです。そこで、最初からこの武道館で開催するというふうにはならなかったのか、答弁をお願いします。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 予算の内訳についてお答えいたします。

まず、需用費はプリンターのトナー代、毎戸配布するチラシの作成費用等を見込んでおります。役務費に関しては、医療情報提供のお知らせを7月以降、当初賦課時点の情報で国保加入世帯等へ既に送付いたしておりますが、毎月国保や後期高齢者医療などに新規で加入される方がいらっしゃいますので、その随時送付分の郵送料等を見込んでおります。備品購入費については、通知状況の管理用のパソコンの購入費用等を見込んでおります。

次に、委託料についてであります。まず基幹系システムのデータ抽出作業に係る委託料を45万4000円見込んでおりますが、こちらは今後、介護保険の医療情報提供を行うために対象者への通知を予定しておりますが、既に通知済みである国保加入世帯、後期高齢者医療保険被保険者を除いた介護保険の被保険者に対して通知を行いますので、その通知対象者のデータ抽出を行う必要がございます。その抽出を行うためにシステムの調整が必要でありますので、当市の基幹系のシステムの管理を委託している日本電気株式会社青森支店のほうに委託する費用であります。

次に、国保レセプトデータ等の出力作業に関する委託料として38万2000円を見込んでおります。これは、青森県国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連のKDBシステムにおいて出力作業を行いますが、国保連とKDBシステムを管理するベンダーとの間のもとのシステム管理の業務委託に基づく作業ではありませんので、国保連がベンダーに支払う追加費用を市が負担するものであり、市が国保連と委託契約をして、作業そのものはシステムベンダーが行うというものであります。

財源についてであります。今回の補正予算において歳出で見込んでいる事務費の支出と同額を歳入予算に見込んでおりますが、今回、保健事業推進に向けた医療情報提供作業ということで、市と弘前大学、日本医師会医療情報管理機構とが協力して進めてまいります。その通知事務等の費用負担は、別途協定で負担区分を定めることとしておりますので、協定に基づき機構側に負担していただくこととなるため、歳入予算のほうに計上しているというものでございます。

◎健康増進課長（山内 恒） 私からは、健康管理システム改修業務委託料についてお答えいたします。

まず、事業概要ですが、本業務は国においてマイナンバー制度を利用して、個人に提供する情報として新たにがん検診等に関する情報を追加して、令和4年の6月から運用を開始することとしたことに伴いまして、当市におきましてもこれらの情報についてマイナポータルでの閲覧や、それから転出・転入に伴う市町村間での情報連携を可能とするために、市が運用しております健康管理システムにおいて必要な改修を行うものであります。

それから2点目、補正の理由でございます。今回、個人に提供する情報として新たに追加された

健診等につきまして、国のほうで本年6月30日にその具体的な項目内容が示されたことから、本定例会で補正予算案として提案させていただいたものでございます。

3点目、財源でございますが、財源の一部につきましては、国の補助事業、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業を活用する予定としております。なお、補助率は3分の2で、全体事業費1210万円のうち、国庫補助金を806万6000円、一般財源403万4000円と見込んでおるものでございます。

◎りんご課長（澁谷 明伸） 私のほうから、販売促進活動用カットりんご加工業務委託料の御質疑についてお答えいたします。

市では、これまで管内の農業協同組合と組織する弘前りんごの会として、全国12都市でりんごのアップルウイークということで販売促進活動を行ってまいりました。その中で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、これまで店内での試食販売というものを行ってまいりましたが、それが昨年度からできなくなりました。そうした中で、新たな生活様式に対応した販売促進活動として、新たに個包装されたカットりんごを作成して、それを店内で販売促進活動に使っていくというものでございます。

委託先につきましては、現在、競争入札でこれから業者を決定することとなります。

委託内容につきましては、まず個包装されたカットりんごを作成していただくのと、そのカットりんごを店頭での試食のほうに活用する店舗のほうにも配送していただくまでが業務内容となっております。

おいしいのかという最後の質疑でございますが、おいしいです。おいしいりんごをしっかりと提供したいと思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、店舗の分全部をまとめて作ってい

ただくのではなくて、そのときに使う分をそのタイミング、タイミングで製作して頂いて、そのお店のほうに配送していただきますので、おいしいりんごをしっかりと全国に届けてまいりたいと思っております。

◎生涯学習課長（原 直美） 私のほうからは、まず追加いたしました業務委託の内容についてお答えいたします。

当日参加できない新成人や保護者なども式典の様子を視聴できるようにするためのインターネット中継業務委託料、現時点では参加に係る事前申込み制を予定しておりまして、ホームページから参加申込みを行うための入力フォーム作成業務委託料、健康上の理由などにより大型会場への参加に困難を感じる方へ用意を予定しております別会場との中継を行うための会場間中継業務委託料等を予定してございます。

次に、武道館で最初から開催できないかということについてお答えいたします。

令和2年度の成人式の開催実施後から、武道館はじめ市民会館以外での会場での開催も検討してまいりましたが、既にほかの大会等での予定がされていたことから、現時点では市民会館での開催を予定しておるものでございます。

◎9番（千葉 浩規委員） 答弁ありがとうございました。

それでは、社会福祉総務費について再質疑をさせていただきます。

答弁によれば、結局、これは大体三つに分かれます。通知についてと、あとチラシの毎戸配布と、あと医療情報の抽出・出力の業務委託と、三つの項目から成っているかと思うのです。それでまず、この通知について具体的な内容は一体どうなるのかということ。もう一つは、このチラシの毎戸配布についてですけれども、この内容について拒否の仕方も明記されているのかということ

答弁をお願いします。

次に、三つ目は、医療情報の出力・抽出の業務委託についてですけれども、これはあくまでもこの抽出なのですが、そこでちょっと分からないのが、市民が提供を拒否した場合、その医療情報がどの場面で削除されるのかということです。実は医療提供を拒否した方から聞いたのですけれども、J-MIMOから削除したといった通知が来たそうなのです。なので、J-MIMOの中で削除されるのか。それとも弘前市の中で削除されるのか。もし弘前市の中で削除をするのであれば、どうしてJ-MIMOから削除したという通知が来るのか。これについて答弁をお願いします。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 医療情報提供のお知らせについてでございますが、まずその内容といたしましては、あなたの医療情報を先端的な研究・開発等へ活用いたしますという内容をお知らせするというのと、その医療情報の種別、また提供を拒否することが可能であるということとその方法等についてお知らせをしているものであります。

毎戸配布のチラシにつきましては、通知の内容と同じことを網羅しつつということですので、提供拒否をすることが可能だということもお伝えするものになっております。そして、その上で市と弘前大学、日本医師会医療情報管理機構の連携による医療情報の活用について理解を深めていただくような内容としてございます。またあわせて、機構において厳重な高セキュリティ対策を実施していることなどをお知らせするような内容としてございます。

そして、医療情報の提供拒否があった場合にこのタイミングで除外されるのかという御質疑についてでございますが、まずその仕組みについて御説明させていただきたいと思っております。

市が日本医師会医療情報管理機構に情報を提供する際には、暗号化等をした上でCD媒体により提供いたします。このCDの中には、例えば国保のデータであれば、国保連のシステムから出力した過去5年分のレセプトデータ等がその中身になります。市や国保連では提供拒否分の除外抽出という作業は行わず、そのまま機構へ提供し、外部保存用の大型コンピューターに記録することとしております。その後は、外部保存用の大型コンピューターと完全に独立した医療情報の匿名加工を行う認定事業用の大型コンピューターが別にございまして、そちらへ移す際に医療情報提供の通知が送られていない方、また通知を送ったけれども返戻されている方、そして提供拒否をされた方、これらのデータを除外して、利活用可能な医療情報のみを移すということをしてしております。つまり、医療情報提供契約に基づいて、認定事業用の大型コンピューターで用いる医療情報の提供を行う前段階として、提供拒否分等の除外抽出の作業が必要となるわけでありまして、抽出前データの外部保存及び除外抽出の作業についても別途機構へ委託しているというものであります。

この除外抽出の作業も含めて委託するという理由でございますが、除外抽出を行う作業そのものが情報処理に係る専門的な技術を要するということでもありますので、各医療情報の取扱事業者、すなわち提供する側で自前で行うということが極めて難しいということがございます。また、外部保存していただくデータは、委託に基づいて機構のほうに使用させるものでございますので、機構側では自由に利用してよいというものではないものでございます。外部保存用の大型コンピューターについては、外部からアクセスすることはできず、またアクセス履歴は全て記録されますので、必要に応じて市が監査を実施することによって、認定事業者が適正な情報管理を行っていることが

確認できる仕組みとしており、仮に不必要なアクセスをしていけば検出が可能な仕組みとしております。これにより、個人情報適切かつ安全に取り扱われるということが十分に担保されているものと考えております。

◎9番(千葉 浩規委員) 結局、その通知なのですけれども、これは既に国保の世帯に送ったものと同じものになるということなのですけれども、政府の出しているガイドラインというものはあるのですけれども、これによると、そこの4ページ目に書いているのですが、そこをちょっと読むと、「この医療情報の提供に係る事前の通知については本人に直接知らしめるものであり、規則第28条第1項第2号の規定により、内容を本人が認識することができる適切かつ合理的な方法によることが求められている」となっているわけです。その政府のガイドラインは、あくまでも本人というふうにしていて、世帯ではないのです。さらに続いて通知の対象とあるのですが、「法において本人に通知する」と書いています。そして、さらに16歳未満の方については、保護者にも通知し、保護者が判断することはできるけれども、本人が16歳に達したならば改めて通知をするというふうに、極めて本人に通知するということを厳格にこの政府のガイドラインでは規定しているということなわけです。なので、世帯主にということとはガイドラインには書いていないわけです。ですので、これは私の前回の一般質問でも要請しておりましたけれども、やはり厳格に本人に直接通知するということをぜひやっていただきたいと。どだい世帯主にその役割を担わせるというのは酷な話だと思います。

そこで質疑なのですけれども、この通知に関わっての質疑ですが、民生委員、児童委員に配付したビラの中に、次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供に関わる記述があったのですけれど

も、この医療情報の本人等へ通知するというふうなくだりの説明があったのですが、この本人等という、この「等」とは一体何なのかということについて答弁をお願いします。

もう一つは、今回の一般質問で、石田市議の一般質問の中で、提供拒否の申出の期限を10月末と答弁しておりましたけれども、どだい今、コロナでとてもとても説明会を開催しているような状況でもないし、また提供拒否の内容を市民に広く知らしめると。さらに、先ほどお話しをしましており、本人に通知するというのをやらずして、医療情報提供を拒否の云々というのはあり得ないと思うわけです。なので、この提供拒否の期限をさらに延長するという考えはないのか答弁をお願いします。

◎国保年金課長補佐(相馬 延承) まず、本人等の「等」の部分に関してでございますが、その部分に関しましては、先日の一般質問でもお答えしましたとおり、御本人に判断能力がない場合に、人権擁護の関係で身元引き受けだったり、そういうふうな形の人であるとか、そういう部分を含めた形の解釈での「等」という形になっている。それからあと、実際民生委員にもお話ししましたけれども、民生委員のほうでやはりその御本人が認知症とか、そういうふうなので判断能力がちょっと衰えている、実際、後見とかがついていないという形であっても、この人はちょっと難しいというようなことが分かればその人は除外するみたいな形のものを含めて「等」という形にしてございます。

あと、本人に対する通知云々、それから周知に関する部分でございますけれども、10月1日号と同時に7月に同封したお知らせよりも内容を分かりやすく、先ほど課長が答弁したように、提供拒否するというふうな内容が市のほうの窓口でも申出ができるという形の内容にしたものを毎戸配布

するという形を考えておりますし、あと地区の町会連単位の町会長のほうに、地区でそういった説明会をやらせていただけないかというお願いの文書を先週送付した状況になっておりますし、10月末には市全体の説明会の開催を準備しており、弘前大学の中路教授のほうにもおいでいただいておりますし、調整を進めています。

そういう形で10月に今まで以上にまた周知を図ってやっていきたいと考えてございまして、その状況を踏まえてある程度周知が浸透したと考えた時点で、うちのほうとしては医療情報の提供を進めていきたいということで考えているものでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 2款1項4目、9ページ、食で応援！学生支援業務委託料についてお伺いいたします。

一般質問でも様々なお話があったのですが、今回、この事業を昨年に引き続き行うに当たって、弘前大学側から昨年に続き協力依頼が6月にあったというお話がありました。これに関して、6月にどういった依頼内容だったのかお伺いいたします。

それを受けて、市として弘大側にどういった提案をしたのか、重ねてお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 食で応援！学生支援業務委託料についてであります。

まず、弘前大学の依頼なのですが、今年の4月に事前の相談ということで、昨年度実施したその事業をまた実施したいという旨の説明がありました。その後、6月に正式に書面で依頼があったものです。弘前大学からの依頼は、事業を通じて学生への支援とともに地域の特産品の価値と魅力を学生に認識してもらう機会にしたいという趣旨でありました。

提供方法については、地元産品のパッケージによる提供と学生食堂を通じた提供の二つが示され

まして、学生への配付に当たっては自治体の職員も参加して、自治体の特産品や観光のPRも行う、それから自治体職員と学生の懇談ブースも設けて、学生の地元定着を推進する取組にしたいという意向もあったものです。

こうした趣旨に賛同して、市としては事業の参加及び配付・提供する特産品について検討しております。

検討に当たりましては、弘前大学で実施している大学生の生活調査の結果、それから昨年度実施した際のアンケート、そういったものを参考としております。生活調査の結果で言いますと、2020年6月の調査、こちらは有効回答数が2,064名なのですが、こちらのほうで新型コロナウイルス感染症による経済的影響について「かなり苦しい」と回答した方が7%、「やや苦しい」と回答した方が35%と、約4割の学生が経済的な影響を受けているという結果でした。2021年2月の同じ調査、有効回答数1,395名です、こちらのほうでは、「かなり苦しい」というものが3%、「やや苦しい」が16%と、経済的な影響は続いているものの全体としては改善傾向にあるという結果となっております。

市のほうで昨年度、米やおかずとなる特産品を提供したのですが、他の自治体ではお菓子やジュースを配付した市町村もありまして、それに対する学生の声としては、お菓子などを気軽に買える経済状況ではないのでとてもうれしいとか、楽しめる時間をもらった、ふだん甘いものを我慢していてちょっとした御褒美になったという声もありまして、こうした意見も参考としております。

このほかに各大学独自の支援事業ですとか、民間事業者による取組、それから食支援の他市町村の検討状況、それから感染拡大防止のために学生の行動制限が長引いている状況ですとかその影

響、支援できる学生の数、そういった様々な観点で考えたものです。

加えて、同時期に大学コンソーシアム学都ひろさきとして、学生に食料品ですとか日用品の購入に使用できるプレミアムつきの地域振興券事業を実施したいという相談もあったことから、こちらの食支援の事業と考え方も合わせて整理をいたしまして、学生向け地域振興券事業は、第1回市議会臨時会で予算を補正した団体等販売促進事業費補助金の中に特別枠を設けて対応して、今回の食支援事業では、弘前ならではの特徴ある産品で学生を支援していきたいという旨をお伝えしたものです。

◎8番（木村 隆洋委員） 一般質問の中で、学生の支援をするというお話の中で、学生の心の健康を考えて提供するという旨のお話もありました。また、アップルパイという部分に関しても、当市の観光資源の一つであるのだというふうなお話もありました。この学生の、確かに数字が4割から2割に、苦しいというアンケート結果は減っている部分はあるのかも分かりませんが、この学生の食でのコロナ支援は非常に必要だというふうにも思っております。観光資源である、この観光業が大変厳しい中で、りんごの産地の弘前をアピールする意味でもこのアップルパイというものを守っていくことも必要であると認識しております。

ただ、この学生の食支援がイコールアップルパイというのが、ちょっとどうしてもなかなか理解がイコールになりづらいというふうには思っております。やはりこの学生の食支援、特産品というお話もあったのですが、お菓子等のお話も先ほど課長からもありましたが、やはり主食、米、レトルト食品等、日もちするものとかがいいのかなどという部分もあります。特産品でもやはり主食になるようなものがいいのかなど。

アップルパイに関しては、例えば、今こういう状況ですので停止しておりますが、県のおでかけキャンペーンがスタートしたとき、大変好評を博しております。今、こういうコロナ禍の中で、マイクロツーリズムが叫ばれている中で、この県のおでかけキャンペーンが利用された方に、例えばクーポンか何がいいのか分かりませんが、弘前市に来て宿泊していただいた方にアップルパイを提供するような形、こういった形で観光支援をやらなければならないのかなと個人的には思っております。こういった意味での部分に関して、市の見解をお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） ただいま議員のほうから提案もありましたが、今回の事業については、アップルパイの振興のために行うということではなくて、食を通じて学生を支援すること、それから学生に地域の特産品の価値と魅力を認識してもらうことの二つが事業の目的となっております。昨年度は、米やりんごのカレーですとか、清水森ナンバを使った炊き込み御飯のもとなどをパッケージにして、800人弱の学生に配付をしております。

当市では、約1万人の学生が学んでおられて、より多くの学生に広く支援と地域の魅力の発信が同時にできないか検討して、食料品のパッケージではなくて、この学生食堂を通じた提供にするということにしたものです。

不安な思い、日常のストレス、そういったもので心の健康を害する学生が多くなってきていること、それから日常生活の中でそういうちょっとしたぜいたくというか、甘いものを我慢する、友達との外食を我慢している学生というのが多いというふうな声も聞いております。そういったものを含めて、地域の食を楽しんでもらって、少しでも明るい気持ちになってほしいということで提供を考えたところです。

特産品ということで、りんごの生果ですとか、りんごジュースの提供なども検討したのですけれども、食堂での加工の手間ですとか、学生食堂がない大学等のことも考慮しまして、最終的に日本一のりんごの産地である当市の特産品のアップルパイを提供してはどうかということになったものです。

なお、今後実施されるプレミアム率の高い地域振興券のほうでは、主食である米ですとか、食料品、そのほか日用品の購入、テークアウトの飲食にも活用できるということになっておりますので、学生のほうにはそれぞれの生活に応じて必要なものの購入に充てていただきたいと考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） 一般質問の議論の中で、アップルパイを学生に配付する際に、配付された学生の皆さんから地域情報の発信を期待するという旨の発言がありました。恐らく学生の皆さんにアップルパイを配付する際に、SNS等を使って発信していただきたいということなのかなと認識はしましたが、ここの部分に関してどういった情報発信を期待しているのか、具体的にお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、学生に配付・提供する際、弘前大学では市町村ごとにブースを設けて、学生と直接対話する機会も設ける予定となっております。弘前大学以外の大学でもこうした提供ができないか協議をしていきたいと思っております。その際に、市としてはアップルパイのガイドマップ、そういったものも同時に配付して、現在43店舗程度掲載されているのですけれども、そういった店舗の情報、それからコロナ感染症が収束した後に足を運んでもらったりして、学生が得意なSNS、そういったもので発信してもらいたいと考えております。また、アップルパイにかかわらず、地域の特産品、それから観光情

報、そういったものも発信してもらって、市はじめ様々なところに感染症収束後は足を運んでもらって、弘前での暮らしを楽しんでもらう、それから学生から市民に対して市の魅力を発信してほしいと考えております。

◎1番（竹内 博之委員） 私も引き続き、2款1項4目の食で応援！学生支援業務委託料についてお伺いいたします。

まず、学生に対してアップルパイを配付する事業について、行政の内部で多分、企画立案があって、議論があって決裁という形になると思うのですけれども、その段階で異論は出なかったのかなという。例えば、アップルパイではなくて、やはり主食にしましょうよという、職員間なり、部長、課長、その上の人なのかというところの立案、決裁の議論の中で、異論というのがまず出なかったのかなというのが一つ。

今泉議員の一般質問でも、私たちがウェブでアンケートを取って、152人の回答があったのですけれども、今回の事業実施による対象者は学生ではないですか。その学生に対して、この事業の意見を聞くというか、今グーグルフォームとか使えばすぐにアンケートが集まるので、そういう実態調査、先ほど課長の答弁の中で、これまでの支援の中での学生アンケートとか意識調査というのは分かるのですけれども、今回の事業立案に当たっての学生の実態調査というのはされているのか。まずこの2点について質疑します。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、内部での検討の中でというお話なのですけれども、先ほどもお話ししたとおり、米だとかおかず、りんごの生果、ジュース、そういったものでどうなのだろうかと、アップルパイでどうなのだろうかと、中では様々議論はありました。ただ、最終的には反対というところではなくて、学生の心を少しでも明るくしたい、コロナが長引いている今だからこそ

そういうものを贈ってはどうかというような意見に落ち着いております。

それから、学生に対して意見を聞くことはなかったのかということなのですが、企画課のほうで実施しています事業の中で学生を対象にしたものもありますので、そういった学生に意見を聞いております。

また、今回の事業を立案するに当たって、各大学・専門学校の方に、学生の生活を一番把握しているであろう、その事務方のほうに、先生方のほうに状況を確認しました。その中では、日々コロナが長引いている中で、食の部分でお菓子を我慢したり、ちょっとしたぜいたくを我慢しているというような声もあったので、学生としては喜ぶのではないかという好意的な意見がほとんどでありましたので、そういった意見を参考に今回の事業を提案したものです。

◎1番（竹内 博之委員） もう一つ、ちょっとニュアンスを変えて聞くのですが、今回のこの事業そのものの一番の主の目的は何なのかなというところで、何でもかき聞き方をすると、心が元気になってほしいのが一番の目的なのか、もしくは、市のほうでもこの食料アンケートは6回ぐらいまでやっているのですか、その中でもまだ食に困っている、いわゆる、学生として収入面の困っている、食べるものにも困っているというのも、市の実施しているアンケートの中でも浮き彫りになっていると。そういう学生がいるということに対しての食の支援なのか。いわゆる困っている方、行政はセーフティーネットとして困っている学生のための食の支援として今回提案したものなのかという、そこの整理をもう1回お願いしていいですか。一番の主の目的は、食に困っている学生への支援なのかというところをお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 今回の目的は一つ

ではなくて、先ほどもお答えしたとおり、食を通じて学生生活を支援することと、学生に地域の特産品の価値と魅力を認識してもらうことの二つが事業の目的であります。

あとは、すみません、もう一つ……。

◎1番（竹内 博之委員） いいのです。これは考え方とか価値観の違いによって当然出てくるものだと思うので。

これは私の個人の意見、また今回学生アンケートを取った中での実態として捉えた意見として聞いていただきたいのですが、数として152人というのはそんなに多くないと捉えるかもしれません。ただ、弘前大学、柴田学園、学院大、厚生学院、医療福祉大学の学生がアンケートに答えてくれた中で、食の支援であれば別の食料がありがたいというのが60%以上いたというのが、これは私、学生の実態だと思いますし、やはり新聞報道以降、市民の方からもアップルパイはどうなったかと、こちらから言わなくても、学生支援として適切なのかという疑問の声が非常に上がっていることを鑑みると、ちょっと私は、なかなかいいねという形で言えないなと思っています。

今、何でもかきアンケートの話をしたのかというと、今回この質疑するに当たっていろいろな方からメールを頂いたいただいたのですが、EBPMというエビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングというのが、今後、行政の政策立案の中にとって大切だから、その観点からちゃんと質疑しなければいけないよと。これは内閣府のホームページに出ているのですが、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策の目的を明確化した上で合理的根拠に基づいて政策立案しなければいけないよねということを書いていて、だから今、困っている学生の支援なのかという質疑の仕方をしました。

もし行政として取り組むべきであれば、これは平等と公平のこういうイラストが検索すれば出てくるのですけれども、私は、自分のそういうアンケートを取った結果であったり、市民の声に基づいてこの事業を見ると、平等の観点というよりは公平の観点から支援策を講じるべきではないかなと思うのです。この公平性の観点というのは、先ほど来言っているように、事実として、明日食べるものであったり、経済的、食料的に困っている学生がいるという人たちに対して食の支援をするべきだなと私は考えています。かつ学生支援、これちょっと目的が、それこそ考え方が違えば当然結果も変わってくるものなので、学生支援、食支援としてアップルパイを渡して元気をつけようという補正予算というものは、今のこの危機管理体制の中では、今やるべき施策として、私は優先順位としてはなかなか理解できないなというところが思いでありますので、それを最後に意見として言って終わります。

◎23番（越 明男委員） 補正8号、3点ほどお伺いいたします。

3款1項1目、中国残留邦人等の部分、319万7000円ほどの追加となっております。追加の理由について御説明いただければと思います。そのことと併せて、ここの資料に説明がありますように、医療支援給付費の中身そのものになるというふうに思いますので、そこら辺をひとつお願いいたします。

それから二つ目、6款1項3目、議案書の11ページになりますけれども、中山間地域の補正について。交付金の追加の理由について、今のこの時期に行われました理由について。これは、たしか大きい命題ですよ、中山間地域云々というのは。今、補正がどうして行われたのかということと、国による財政措置、あるいは中山間地域の地域の交付金の対象となる集落といいますか、地域

といたしますか、それについても少しお答えください。

3点目、同じ11ページ、8款2項6目、道路改築事業の追加が提案されております。1000万円の国からの事業費応援ということになっているのですけれども、この事業に国からの財政措置の応援が要因となっているというあたりのところと、あと当該事業の場所をちょっと御説明願えればと思います。お願いします。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 私からは、中国残留邦人等支援給付費追加のことについてのお答えいたします。

今回、医療費の追加が必要になった理由と、あと医療支援給付費の中身についてのお尋ねでございます。中国残留邦人等支援給付制度は、永住帰国された中国残留邦人とその配偶者の方々に、生活の安定が図られるよう給付金を支給する制度であります。給付額は、生活保護制度に準じており、医療支援給付につきましても、医療費の10割を支援費で負担しております。今年度は、医療支援給付費として476万3000円を見込んでおりましたが、給付対象の方が長期に入院されたことなどにより、本年4月から7月までで472万4000円の支出があり、当初見込み額に不足が生じたため補正するものであります。

◎農政課長（齊藤 隆之） 中山間地域、なぜ今補正かというふうな質疑でございます。

令和3年度における取組活動等の変更期限というのが6月末ということになっておりましたけれども、交付対象農地の追加、あとは加算措置の新規取組に関わる変更申請があったことから、今回総交付額が増額になってございます。今年度、交付対象農地の現地確認というのが9月末までに終了させるといった予定になっておまして、現地確認終了後、速やかに交付手続を進めていく必要があるといったことから、今のこの9月の補正で

対応をお願いしたいといったものになってございます。

後は、中山間地域はどういった地域が対象になるのかということでございますけれども、これ実は法定で、国の法律の中で中山間地域というのはこんな地域だというのが法定されてございます。そちらのほうがちよっと最近追加になりましたので、従来であれば旧法であったのですけれども、それが今、また追加になってございます。

そのほかに、県知事が、この地域は当該地域に該当するといった承認をした場合に、その地域も交付対象農地になるといったことの取扱いになってございます。

◎土木課長（千葉 裕朗） まず、国からの財政支援があるかということなのですが、国からの財政支援はちょっとありませんので、財源としては過疎債を充てたいと考えております。

あと場所ですけれども、当該路線は、主要地方道岩崎西目屋弘前線と一般県道関ヶ平五代線を結ぶJA相馬村りんご加工センター付近の路線であります。

◎23番（越 明男委員） 何点か再質疑いたします。

最初に農政課のほうに。課長、旧法、新法、県知事の許認可があればという説明はいただきました。それは、ありがとうございました。

この387万円、具体的に当市のどこの地域かと。これ、ちょっと答弁漏れかと思しますので、ひとつお願いします。

それから、生活福祉課の課長のほうに再質疑、2点ほどお伺いいたします。これは今の補正の部分は、先ほど説明があったように、医療支援給付とあるわけですけれども、それで制度的なところをちょっとお聞きしたいのですけれども、医療支援給付以外の支援内容、これはどういう銘柄といいますか、どういう支援内容があるのかをちょっ

とお答え願えませんでしょうか。

それからもう一つ、これは制度的なものというよりも市に在住する現実をちょっと知りたいものですからお聞きするのですが、直近の今現在、7月1日でも8月1日でもいいのですが、市内在住の中国残留邦人の家族といますか、世帯数といますか、それと併せて家族の人数の総人数をお答えできますか。お願いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 今回の補正の対象地域、対象地区ということでございます。

7地域というか、7協定でございます。一つが十面沢、それから十腰内、あとは大沢、薬師堂、乳井、それから岩木地区の高照といったところが今回の対象地域となっている協定でございます。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 医療支援給付以外の給付につきましては、生活保護制度に準じて生活支援給付、住宅支援給付、介護支援給付、その他の給付となっております。

中国残留邦人の方には、老齢基礎年金が満額支給され、加えてこれらの給付が行われております。

本年8月末現在、当市に在住する中国残留邦人等は4世帯6名となっており、全員が本制度の給付対象となっております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎2番（成田 大介委員） 私からは、2款1項4目、食で応援！学生支援業務委託料ということで、先ほどからる質疑が次々来ていますが、一つだけ。弘大のアンケート、2021年2月にしていると、その情報を基にしているということなのですが、それ以外で情報収集をしたりとかということは、何かほかのところはしているのでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 当該事業の実施に当たりまして、各大学・専門学校のほうに学生の実態の調査というか、一人暮らしの学生ですと

か、授業料の減免をされている学生、それから奨学金を受けている学生、そういったものを聞き取りをしております。

◎2番（成田 大介委員） これは私、意見として申し上げたいのですけれども、この施策がよくないとか、そういうようなことではなくて、やはり今の段階でということを考えれば、ちょっと今の学生の現状、今年の2月に関しても2割の困窮している学生がいるということを考えていくと、今さらにまたフェーズが変わって、3桁の感染者が青森県内で出ているというような状況を鑑みますと、またバイトが減っているとか、あるいは、私と同年代の親御さんが、学生を持つ親も多いので、アップルパイであればほかの大変な子にあげてやってくれというような意見も実際に聞こえてきているわけでございます。

やはりそういうことを考えていくと、私、何かすごく難しくなっているのですけれども、シンプルに米でいいのではないかと思うのです。ただそれだけなのです。シンプルに米なのですよ。あのアンケートにも書いていますけれども、1食抜かすとか、そういうようなことを、私も一人暮らしをした経験ありますけれども、1食抜かすことのつらさとか、食費にかかるつらさとかということ考えていけば、実際問題として学生に今すべきことというのがおのずと分かってくるのではないかなと思います。決してこのアップルパイの支援が悪いとかいいとか、そういうことではなくて、やはりもう少し、そこはもうちょっと時期を見て思い出づくりをしていただきたいなと思っております。意見です。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

◎15番（今泉 昌一委員） 本案に対し、附帯決議案を出したいので、お取り計らいをお願いいたします。

◎委員長（工藤 光志委員） ただいま、今泉委員から、本案に対し、附帯決議案提出の動議がありました。動議は成立しております。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時00分 休憩〕

〔午前11時45分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案に対し、15番今泉委員外3名から附帯決議案が提出されました。

この際、附帯決議案の趣旨説明を求めます。

◎15番（今泉 昌一委員） この補正予算案、2款1項、食で応援！学生支援につきまして、やはりアルバイトが減り、あるいは親からの仕送りが減り、生活費に困っている学生が少なからず現実にいるという状況を鑑みますと、アップルパイ等の嗜好品ではなく、主食となるものを支援すべきだと考えました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、附帯決議案の説明は終わりました。

附帯決議案に対し、御質疑ございませんか。

◎14番（松橋 武史委員） ただいまの附帯決議案に対して、今泉昌一委員にお伺いさせていただきたいことがございます。

今の委員会の審議において、当該案件が質疑されて、様々な意見がありました。採決の際、反対意見もなく可決されたにもかかわらず、附帯決議を提出するのは、少し理解ができないところがあります。しかし、ただいまの議会運営委員会の中で、ルールはルールだということでしたので理解はさせていただきますが、致し方ないのかなというふうな残念な思いであります。

そして、聞きたいのは、主食についてということでありました。学生向けにこの主食となるもの、地域振興券事業においても、また様々な、青森県、国からも主食になるものについては支援可能となっていると理事者からも説明があり、また新聞報道でもそのような、主食についての応援はあるのだという中、本事業は何度も企画課長から説明がありました。一般質問でも説明がありましたとおり、食を通じて学生生活を支援すること、学生に地域の特産品の価値と魅力を認識してもらうことというふうな説明は何度もありました。こういった説明がある中、なぜこういった動議を出すのか、御説明をいただきたいと思えます。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

◎28番（下山 文雄委員） 今の松橋委員の前段の、いわゆる附帯決議の議事進行については、多少問題があるかと思えますので、委員長の采配において、その辺のところは会議録から除いたほうが、除いて進行していただければいいなということをお願いします。

◎委員長（工藤 光志委員） 委員長から申し上げます。

今ここで、いい文言かどうか分かりませんが、後ほどその録音を精査して、不適當であれば委員長の権限で削除させていただきます。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

◎28番（下山 文雄委員） 正確を期すにはそうしたほうがいいのしょうけれども、それはやぶさかでないのですけれども、いわゆる本案が決まってから附帯決議云々という文言は、私は、議会運営上、あるいは会議のあれから問題ではなからうかと思ったので、あえて申し述べさせていただいたのです。正確を期するということには、委員長の采配ですので、私は別にどうのこうのというのは申し上げません。

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑を続行いたします。

◎15番（今泉 昌一委員） いろいろな形で学生を支援したい、あるいは地域の特産品の魅力を伝えたい、あとは思い出づくりという言葉も一般質問等では使っておられたようですが、今この現状で最優先すべきは、学生の生活、食生活だということと提案いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

附帯決議案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第69号に対し、お手元に配付の附帯決議を付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立少数であります。

す。

よって、本案にお手元に配付の附帯決議を付することは否決されました。

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前 1 1 時 5 2 分 休憩〕

〔午後 1 時 0 0 分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第85号令和3年度弘前市一般会計補正予算（第9号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾） 議案第85号令和3年度弘前市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に2億3784万9000円を追加し、補正後の額を792億6026万4000円としようとするものであります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費2目商工振興費の1億円は、団体等販売促進緊急対策事業費補助金を追加するものであります。

3目観光費の4000万円は、宿泊業事業継続支援金を計上するものであります。

8款土木費4項都市計画費6目交通政策費の9784万9000円は、路線バス維持特別対策事業費補助金を計上するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、4ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金を計上するほか、20款の財政調整基金繰入金9784万9000円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎8番（木村 隆洋委員） 7款1項2目、7ページ、団体等販売促進緊急対策事業費補助金追加についてお伺いいたします。

今回1億円の追加ということなのですが、この事業は第1回臨時会で2億円の予算、1団体500万円の40団体に支給されると認識しております。恐らくこの2億円の事業費が不足したので、今回1億円の追加ということなのだと思います。現在のこの販売促進緊急対策事業費の申込み状況はどうなってるのかお尋ねいたします。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） 団体等販売促進緊急対策事業費補助金についてであります。今、委員がおっしゃったとおり、本年5月の市議会第1回臨時会におきまして、1団体500万円で延べ40団体分、2億円を計上し、予算措置いたしました。実施時期として、年末年始を挟んだ事業なども想定していたところではありますが、本年6月11日から募集を開始いたしましたところ、予想を上回る申請がありまして、既に40件の枠が埋まっております。現在は受付を終了したところでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 想像以上の申込みがあったということで、これは非常にいい傾向だなと。冷え切った地域経済には非常に効果があると思っております。例えば、プレミアムチケット的なものを出した団体では即日完売したりとか、そういう事例も聞いております。

今回追加した分、可決された後のスケジュールというのはどういうふうに想定しているのかお尋ねいたします。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） スケジュールについてでございますが、本定例会において予算案が議決されましたら、速やかに募集の手続を進めてまいりたいと考えております。

ただ、多くの申請があることが予想されますので、募集方法については現在検討しているところでございます。例えば、先着順とするのではなくて、一旦期限を決めて、事前に希望を募って、もし希望多数となるようであれば抽せんで決定するということですか、あるいはまた、本補助金を今年度1回も活用していないような団体を優先するというようなことも考えているところでございます。

想定としては、10月下旬から正式に申請を受付しまして、11月上旬ぐらいから順次交付決定をして、年末年始の消費喚起事業として活用していただけるようなスケジュールで進めてまいります。

◎8番（木村 隆洋委員） 今回、今、課長からもお話がありました第1回臨時会で可決した分2億円に関しては、想像以上に申込みが多かったと。今回の1億円、20団体追加にしても恐らく20団体以上の申込みは、まず間違いなくと言ってはあれかも分かりませんが、まずあるだろうと思っております。

今の課長の御答弁の中で、抽せん等も含めて、またその内容も含めて審査するというお話もありました。国で中小企業の支援金として法人60万円、個人30万円と。飲食店に限っては、当市においても、今20万円の支援金を渡しております。

やはり年末年始の需要喚起というのが、これからまた非常に重要となっておりますので、今のお話を伺いますと、そこがターゲットになっているのは非常にいい事業だと思いますので、ぜひこの20団体の選定、知恵を絞ってやっていただければと、これは要望で終わります。

◎9番（千葉 浩規委員） 私からは、2項目質疑をさせていただきます。

一つは、宿泊事業継続支援金についてですけれども、まずこの宿泊施設の置かれている現状と、あと今回、割合に応じてこの補助金の率も細かく

しているわけですが、そういった事業の概要について答弁をお願いします。

もう一つは、8款4項6目の路線バス維持特別対策事業費補助金についてです。予算説明にもありましたが、この補助金の上限の額を超えたということですが、この補助金の上限の額とは一体幾らなのかということ。もう一つは、9700万円のさらなる運行欠損額が生じたということですが、今の路線バスが置かれている状況について答弁をお願いします。

あとは、今回、弘前市が補助金ということになるわけですが、他の自治体の動きはどうなっているのか。

あと、今回は全てが一般会計からということになっていますが、今後国の支援はないのか、答弁をお願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、宿泊業事業継続支援金につきまして、現状ということでございますが、全国的に今の新型コロナウイルスというのが収束の見えない中で、特に県内においては8月からの新型コロナウイルス感染症の拡大による県の宿泊キャンペーン等の停止や、それからこの時期、宿泊客が見込まれる部活動の禁止による各種大会の中止により、宿泊客が大きく落ち込み、経営に影響を及ぼすことが懸念されることから、宿泊客が激減し、深刻な影響を与えている当市の宿泊事業者の経営を迅速に支援することで、観光基盤としての宿泊施設の存続を図るため、昨年5月に引き続き補正するものであり、今回の補正額、予算額が4000万円とするものでございます。

それから、制度の概要につきまして、対象施設につきましては前回同様、市内で旅館業法による営業許可を得て営業する宿泊施設とし、収容人数が100人以上の場合は100万円、それから50人から99人までの間は70万円など、施設の収容人数に応じて支援金を給付するもので、施設数は73施設を

想定してございます。

また、今回交付割合を設定した背景でございますが、前回のさくらまつり、ねぶたまつりなど、大きな集客が見込まれるまつりが中止となったということや緊急事態宣言が出されたことから、宿泊部門に係る売上げについて、ほとんどの旅館・ホテルについては、対比50%以上減少することが予測できたことから、50%としておりました。今回は、先般、弘前市旅館ホテル組合から聞き取りしたところ、この8月または9月の時期は、特に宿泊規模や立地場所、ビジネス客が多いのか、それから各種スポーツ大会での宿泊が多いかなど、旅館またはホテルによってそれぞれ異なるのではないかというような話を頂いておりました。このことから、売上げの減少幅に応じた支援をきめ細かく行っていくべきと判断いたしまして、宿泊部門の売上げの減少割合に応じて、10分の10、10分の7、または10分の5と交付率を設定したものでございます。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） まず、路線バス運行費補助金の上限でございますが、1億7200万円となっております。そして今の路線バスの状況でございますけれども、弘前市のこの路線バス運行費補助金の補助対象となります運行欠損額でお示いたしますと、新型コロナの影響を受ける前の補助、令和元年度でございますけれども、令和元年度の運行欠損額というのが2億1888万2000円でした。それがこのたび、令和3年度の見込みでは2億8413万3000円まで欠損額が増える状況まで、今、厳しい状況になっているという状況でございます。

それから、他市町村の動きはということでございますが、まず当市のほうでは、補助金額が非常に大きいということもありまして、上限を設けて概算払いしているということもありまして、新型コロナウイルス感染症の影響といった部

分を特別対策という形で、補正予算で措置して補助しておりますけれども、他市町村の昨年度の対応を確認しましたところ、バスの補助金の対象というのが前の年の10月から本年の9月までとなっておりますけれども、9月までの実績がまとまってから新型コロナウイルスの影響分を含めて通常の補助金の申請に対して補助していると伺っておりますので、今年度も同様の対応になるものと考えております。

それから、国からの補助はないのかということでございますけれども、路線バスの維持に関する市町村の経費に対しましては、8割が国の特別交付税措置の対象になるということになってございます。

◎11番（外崎 勝康委員） 私も、今質疑ありました8款4項6目、路線バス維持特別対策事業費補助金に関して一言お聞きしたいなと思っていました。

まず、今回の特別対策事業費補助金に関しては、やはり公共交通維持のためであるということで十分理解しております。ただ、やはりこの大きな補助金に対して、昨年度も補助をしておりますけれども、一般財源ということもありまして、市民に対して、やはり何らかの還元というのはあってもいいのではないのかなと思います。市民にも見えるような何らかの対策が必要ではないのかなと思っております。例えば、高齢者の免許を返納した方に、今、フリーパスがありますよね、フリーパスを差上げるとか、またそういったことで一般財源を使ってやることによって、確かに市民にも見えていくような、そういった対策も必要ではないのかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 市民へ還元するような取組ということでございますけれども、実は私どもも弘南バスとこの支援に当たりまして

いろいろ話し合ってきておりました。その際、弘南バス株式会社としても、昨年度、今年度と続いて、このような大きな支援を受けるということ、これをやはり来年度もまた続けていくということに、会社としてもためらいといいますか、なかなか来年もというふうにはしていきたくないという思いがあると。そういったときに、弘南バスとしてもいろいろ検討してきたということが一つございまして、これはまだ弘南バス会社株式会社として公表しているものではありませんけれども、通勤・通学の定期券がございましてけれども、この定期券を持っている方、そしてその同伴者が、土日祝日は定期以外の区間も全て100円で乗れるというようなインセンティブを与えて、ふだん利用しないようなところも利用して頂いて収入を上げる。そしてまた、そういった定期になるのであれば私も定期を買いたいというように、定期購入者の増加に結びつけていきたいというようなことを11月からでも始めたいというようなことをおっしゃって頂いていますので、そういったところでは弘南バスもこれからの収益増加に向けて動いていることですので、こういった状況も踏まえながら、市としてもちょっと検討してまいりたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第70号令和3年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第70号令和3年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算総額に6億5162万2000円を追加し、補正後の額を197億4240万1000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

5款1項1目財政調整基金積立金の6億5162万2000円の追加は、令和2年度決算による剰余金を国民健康保険財政調整基金条例に基づき積立しようとするものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

8款繰越金の6億5162万2000円は、令和2年度決算による剰余金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 国5ページですけれども、その中で今回、基金積立金が6億5162万2000円というところの追加ですけれども、これについてお聞きしたいと思います。

この積立金について、今まではどのくらいで、

この6億幾らで、合算で幾らぐらいになったのか。それから、国から激変緩和ということで、各自治体に今3400億円のその配分で、弘前市にはどのくらいこれが確保されているのか。

それと、今回の令和3年度の国保料の収納率というのはどのぐらいの状況なのかお答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長（葛西 正樹） まず、基金の残高でございますけれども、令和2年度までで12億円強になっておりますので、このほかに約6億5000万円積み上げますと、累計で基金の残高が18億6000万円程度になるという予定となっております。

続きまして、3400億円の公的な支援の内容についてお答えいたします。

こちらの3400億円と申しますのは、国では国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革と併せて、平成27年度から低所得者対策の強化として約1700億円の財政支援の拡充を行い、平成30年度からは財政調整機能の強化や保険者努力支援制度分として、さらに約1700億円の公費を追加しております。現在、総額約3400億円の財政支援を行っている。

本市への交付状況は、平成27年度から29年度までは約1億1000万円となっております。30年度以降は、県に交付されている交付金など、本市で把握できない分を除きますと、30年度が約3億4000万円、元年度は約2億7000万円、令和2年度は2億8000万円となっております。県単位化の際、国では、3400億円の財政支援は各保険者の被保険者1人当たり約1万円に相当すると示しておりましたので、実際に県からの交付金等には潜在的に上乗せされている分等を掘り出しますと、本市の国保財政に対しては毎年四、五億円程度プラスに働いていると認識しております。

こちらの現在行われている3400億円の財政支援

は、本市を含めた各市町村の国保保険者の財政健全化に非常に重要な役割を果たしておりますので、引き続き国保連等を通じて国へ財政支援の継続を要望してまいりたいと考えております。

収納率についてお答えいたしますけれども、2年度の数字でお答えいたします。元年度実績は国保の現年度分が91.58%だったのに対して、令和2年度では最終的には92.77%と、1.19ポイント向上しております。あわせて、滞納繰越分も元年度実績の28.76%から31.11%と、2.35ポイント向上しているという状況になってございます。

◎20番（石田 久委員） 基金積立金が当初よりもかなり多くなっているわけですが、やはり令和3年というのはコロナによって、例えば商売をやっている方が激変で大変な状況とか、それからパートで勤めている方も、かなり国保の世帯になっているわけですが、その辺については今の答弁を聞きますと、やはり激変緩和のこの3400億円の中で、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、1人当たり1万円の該当というところでいいでしょうか。何か課長、早口でちょっと聞き漏らしたものですから、1人当たり1万円ということによろしいのか。そうすると、弘前でいけば4万人ぐらいの国保世帯ですから約4億円、そのお金ぐらいになるということで、今の激変緩和のこの財政支援がかなり割合を占めているのかなと思っていますけれども、この激変緩和というのは、国のほうではいつ頃までこれをやろうとしているのか、その辺について、それがないと、多分これほどの積立金はできなかったのではないかなと思いますけれども、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それと、今の収納率を見ますと、やはり先ほど言ったように、自営業の方はほとんど仕事が無かったり、それからいろいろな形で収納率が下がっているのかなとか、あるいはコロナ禍で特例

を国のほうでも出したのですけれども、それで見ても、前の答弁では353世帯で約8000万円の特例の減免がということだったのですけれども、そういう意味では弘前市として、今回のこの収納率でいくと上がっているということなので、その辺の特徴というのをもう一度お願いしたいと思ます。

◎国保年金課長（葛西 正樹） まず、1人当たり1万円というところは、当初、県単位化が始まる際に国のほうで示したデータとして、全国に3400億円というのは1人当たり被保険者1万円に相当する支援であるということが示されてございます。その被保険者数自体は、実際年々減っておるわけございまして、当市も減っておりますので、それから3400億円の額自体は変わっていないということで、現在は1人当たり1万円を少々超える程度ではないかということで、当市の規模であれば4億円から5億円程度とお話しさしあげたものでございます。

次に、3400億円の財政支援がいつまで継続されるのかということところは、具体的なところは現在はいつまで続けるとか、いついつで打切りになるというようなお話はされていないところでございますが、委員おっしゃるとおり、こちら各市町村の国保財政の運営を続けていく上で非常に重要なものでございまして、突然打ち切られて財政運営をやっていけるというものではないということで、こちらの支援は継続していただくようにということで、国保連や市長会等を通じて継続的に要望しているところでございます。

そして、収納率が上がっている要因というところでございますが、令和2年度においては、委員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減収した世帯等に対して、国保料の減免措置を講じております。減免決定によって、国保料の収入調定額―収納率の分母になる

部分でございすけれども、こちらのほうを減額した総額が約8300万円となっております。令和2年度の現年度分の国保料の収入額は約37億4400万円でございます。これは、分母が調定額約40億3100万円に対する収入であります。仮にこの約8300万円を減額していなかったものとして分母に加えて収納率を計算いたしますと91.01%となります。これであると、例年をやや下回る水準になるということでございますので、2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策としての減免措置が収納率向上の大きな要因であると考えているものでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第71号令和3年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（三浦 直美） 議案第71号令

和3年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算に3558万円を追加し、補正後の額を21億2624万7000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の3558万円の追加は、市が令和3年3月から5月までに収納した令和2年度分の保険料を青森県後期高齢者医療広域連合に納付するために追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する歳入予算としては、5款繰越金の令和2年度決算の確定に伴う繰越金3558万円を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

た。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、議案第72号令和3年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長(番場 邦夫) 議案第72号令和3年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に2億391万円を追加し、補正後の額を197億8288万円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページをお開き願います。

4款1項1目財政調整基金積立金の1億563万2000円の追加は、令和2年度決算による剰余金を弘前市介護保険財政調整基金条例に基づいて積立てしようとするものであります。

6款1項3目償還金の9827万8000円の追加は、令和2年度介護給付費等の確定に伴い、国庫負担金等の超過交付に係る返還金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

7款繰入金の9827万8000円の追加は、令和2年度介護給付費等の確定に伴う国等への返還金の財源を財政調整基金から繰入れしようとするものであります。

9款繰越金の1億563万2000円の追加は、令和2年度決算による剰余金を新たに計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎20番(石田 久委員) 介3ページなのです。

けれども、この歳出の基金積立金の1億563万円の追加ということなのですけれども、今回この基金積立ての中で、弘前市内の介護施設とか、そういうところでは、このコロナによって患者の減少とかいろいろあって、はっきり言って破産した事業所もあると思うのですけれども、市としてはこういうような介護事業所に対して、深刻な影響を受けているところに対して財政支援というのは行ってきたのか。その中で1億幾らが基金積立てとして出されているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

◎介護福祉課長（川田 哲也） 令和2年度歳入歳出差引額の1億871万7626円のうち、令和3年度に繰越しして行うシステム改修費308万5500円を除く1億563万2000円が前年度決算による歳入として繰越しされ、財政調整交付金に積立てられますが、介護事業に係る国などの負担金などは概算で頂いており、年度が終了し、介護給付費や地域支援事業費が確定した時点で精算する必要があります。令和3年度においては、前年度から繰越しされた1億563万2000円のうち9827万8000円について基金を取り崩した上で返還することとなるため、基金に残る純粋な繰越額は735万4000円となります。

コロナの影響を受けて閉鎖などした事業所に対してのバックアップと申しますか……申し訳ございません。

◎介護福祉課長補佐（工藤 信康） 各介護事業者への支援ですけれども、新型コロナウイルス感染症感染防止安全対策事業として各事業所の感染症対策の備品や消耗品の購入などに関する費用について、1法人当たり30万円を上限として、補助の事業を昨年度は実施しておりました。

◎20番（石田 久委員） 先ほど、国保のほうもいろいろ激変緩和の話をしていたのですけれども、それに対していろいろな救済とかがあるわけ

ですけれども、今回この介護保険の場合も、このコロナの影響によって財政支援が必要だということで、3年度の今回の補正の中で、基金が1億563万円追加ということなのですけれども、この中でいろいろな財政支援を市としては行って、それで1億何ぼのそれが積み立てられたのかという疑問なのですけれども。やはり令和3年ですと、ワクチンが今やられているわけですけれども、そういう中で行われる中で、その前は、令和2年度のときは、もう施設にも入れない状況で大変だったのですけれども、そういうような中で令和3年はワクチンがかなりやられていて、その中で事業所が潰れたりする中で、市としての支援が行われて、なおかつこの特別会計の補正で基金が出たのかどうかということ聞いていますけれども、そこをもう一度お願いしたいと思います。

◎介護福祉課長補佐（工藤 信康） 介護保険特別会計においては、保険料の負担者から介護給付等を差し引いた残りの額を基金として積み立てていることとなりますけれども、実際にはこの基金に1億500万円ほどの積立てはしておりますけれども、これに合わせて国・県から頂いておりました超過交付の分の9827万8000円を返還という形となりますので、実質的には約700万円ほど決算として黒字になったというふうな形になっております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第86号令和3年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第86号令和3年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1924万4000万円を追加し、補正後の額を198億212万4000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の1924万4000円の追加は、既存高齢者施設等スプリンクラー整備支援事業費補助金等の予算を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

3款国庫支出金の1924万4000円の追加は、歳出の既存高齢者施設等スプリンクラー整備支援事業費補助金等に伴う交付金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第73号令和3年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第73号令和3年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、企業債の補正などをしようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条収益的収入及び支出は企業債利息の財源の一部に充てるための企業債を20万円増額し、2600万円に改めようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出のうち、収入では企業債を190万円増額し、収入の合計を20億9207万3000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支不足額については、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第4条起業債は、起債の限度額を改めようとする

るものであります。

そのほか、下3ページから下13ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） これより、令和2年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算の審査に入りますが、ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

決算審査に当たり、14名の委員から、議会運営申し合わせに基づく質疑通告がありました。審査の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他の会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。

無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いいたします。

次に、質疑通告をしていない質疑は、通告者全員の質疑終了後に、改めて審査区分ごとの会派順送りで行います。

また、質疑通告者のいない款及び各会計の質疑は、会派順送りではなく、一括して、挙手の順で行いますので御了承願います。

質疑を行う際は、原則当該款項目の決算書のページを基に質疑を行っていただきますようお願いいたします。

なお、モニターには会派の残り時間を表示しますので御参照ください。

以上でありますので、御協力方よろしくお願いいたします。

それでは、議案第74号令和2年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち、1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎議会事務局長（佐藤 記一） 1款議会費の決算について説明申し上げます。

決算書78ページから81ページにかけての1項議会費は、議会運営に係る経費でありまして、予算現額4億1384万2000円に対しまして、支出済額が3億9792万5555円で、1591万6445円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金の505万8143円は、政務活動費交付金の返還などによるものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、1款議会費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、2款総務費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

2款総務費の決算について御説明申し上げます。

決算書の80、81ページをお開き願います。

80ページから125ページにかけての1項総務管理費は、企画部、総務部、財務部、市民生活部等に係る経費であり、予算現額226億3493万5000円に対しまして、支出済額は222億128万3773円、翌年度繰越額は8839万4000円で、3億4525万7227円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、旧市民参画センター等解体事業及び地域おこし協力隊導入事業に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

1目一般管理費のうち、1節報酬の1042万7429円は、会計年度任用職員に係る報酬が見込みを下回ったことなどによるものであります。

96、97ページをお開き願います。3目財産管理費のうち14節工事請負費の1640万4590円は、旧草薙小学校解体工事に係る契約差額などによるものであります。

98、99ページをお開き願います。

4目企画費のうち12節委託料の2302万4780円は、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料に係る寄附実績に応じた委託料の確定などによるものであります。

102、103ページをお開き願います。

5目支所及び出張所費のうち、10節需用費の754万9133円は、相馬庁舎に係る光熱水費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

114、115ページをお開き願います。

8目コミュニティ施設費のうち、14節工事請負

費の503万6900円は、サンライフ弘前空調設備改修工事に係る契約差額などによるものであります。

116、117ページをお開き願います。

9目住民自治振興費のうち、18節負担金、補助及び交付金の1785万6272円は、市民参加型まちづくり1%システム支援事業に係る事業費の確定などによるものであります。

118、119ページをお開き願います。

11目地方創生推進費のうち、12節委託料の5126万2200円は、都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業に係る事業費の確定などによるものであります。

124、125ページをお開き願います。

13目特別定額給付金給付事業費のうち、18節負担金、補助及び交付金の2760万円は、特別定額給付金給付事業に係る事業費の確定によるものであります。

124ページから129ページにかけての2項徴税費は、市税の賦課及び徴収事務に要した経費であり、予算現額6億9363万9200円に対しまして、支出済額は6億7472万1621円で、1891万7579円の不用額となっております。

128、129ページをお開き願います。

128ページから131ページにかけての3項戸籍住民基本台帳費は、予算現額4億8078万9000円に対しまして、支出済額は4億3784万7023円で、4294万1977円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げますので、130、131ページをお開き願います。

1目戸籍住民基本台帳費のうち、18節負担金、補助及び交付金の2877万2300円は、個人番号カード交付事業に係る事業費の確定などによるものであります。

130ページから135ページにかけての4項選挙費は、予算現額4359万3000円に対しまして、支出済

額は4295万6270円で、63万6730円の不用額となっております。

134、135ページをお開き願います。

134ページから137ページにかけての5項統計調査費は、予算現額8032万7000円に対しまして、支出済額は7915万2471円で、117万4529円の不用額となっております。

136、137ページをお開き願います。

136ページから139ページにかけての6項監査委員費は、予算現額6626万6000円に対しまして、支出済額は6575万7559円で、50万8441円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきましては、11名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎9番（千葉 浩規委員） 私からは、2款3項1目の131ページ、マイナンバーカード交付関連事務等業務委託料、もう一つは、2款3項1目、同じく131ページの個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金、こちらはどちらもマイナンバーカード交付に関わる事業です。一括して質疑をさせていただきます。

まず最初に、この委託する業務、委任する業務の内容、そして財源について答弁をお願いします。

◎市民課長（蒔苗 元） それでは、まず初めに業務委託料につきまして御説明申し上げます。

本業務委託は、マイナンバーカードの申請や交付の手續、相談業務などにつきまして、民間事業者の技術を活用しながら円滑に行い、業務効率化を図ることを目的に実施したものでございます。業務委託の実施に合わせて、マイナンバーカード普及促進対策室を昨年7月1日に開設しまして、窓口サービスの向上を図ってまいりました。

業務委託の具体的な内容としましては、電話や窓口での問合せ対応、マイナンバーカード普及促進対策室での来庁者対応、マイナンバーカードの交付申請事務、具体的には写真撮影とか申請内容の入力作業、交付時の受取書類の整理作業といった交付事務、そのほか電子証明書の更新等の事務、交付通知書作成事務、郵送事務、出張申請受付事務を実施してまいりました。

取組の結果、令和2年度末での延べ交付件数は4万1492件、交付率は24.3%と、去年の交付率14.1%と比較して10.2ポイント増加しております。これは、県内10市中で4番目の伸びとなっております。

続きまして、財源につきましては、委託料の支出につきましては、全額国からの個人番号カード交付事務費補助金で賄われているものでございます。

続きまして、交付金のほうにつきましての業務内容を申し上げます。当該交付金につきましては、個人番号カードの作成やカードに搭載している電子証明書の発行などに係る事務につきまして、全国の自治体が国の省令に基づいて地方公共団体情報システム機構に委任しておりまして、これらに係る経費として支出したものでございます。

財源につきましては、国の補助率10分の10の個人番号カード事業費補助金とカードの再交付、申請者から徴収した手数料等となっております。交付金額に係る内訳としましては、国からの補助が7301万7000円、マイナンバーカード再交付に係る手数料としまして20万6000円となっております。

◎9番（千葉 浩規委員） それで、具体的にネットでこのマイナンバーカードを申請した場合なのですけれども、まずネットで内閣府からまず入りまして、指示に従って、そうすると自動的に

情報システム機構のホームページに移りまして、それで指示に従って入力をしていくと、1分かそこらでもう全部の手続が終わると。情報システム機構のホームページからだったのですけれども、そうすると大体1か月ぐらいすると、交付のお知らせが弘前市長から参りまして、そうした場合、申請先はこういった場合、一体誰なのだろうなという疑問が生じてくるのです。弘前市長に申請したつもりはないのですけれども。

あとは、このカード交付における当市の役割というのはい一体何なのだろうなと。結局、全部国からお金が来て、それは全部素通りして、全部国にまた戻っていくということなので、一体、弘前市のこの交付に係る役割とは一体何なのだろうなと、ふと疑問になりましたので、答弁をお願いします。

◎市民課長（蒔苗 元） マイナンバーカードの申請における交付申請書の宛先というのは、一応基本、弘前市長になっているというものです。ネットでの申込みというのが情報システム機構になっているのですけれども、具体的な手続の仕方という形ではそうなるのですけれども、カード申請の事務につきましては、国の法律、いわゆる番号利用法に基づくと、市長は市が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請によりその者に係る個人番号カードを交付すると規定されております。

この事務なのですけれども、国が本来果たすべき役割に係る事務につきまして、市が事務処理することとされている法定受託事務に該当するというので、法律のほうに規定されてございます。加えて、マイナンバーカードの様式につきましても国の省令に規定されておまして、カードの表面には交付地の市町村長名を記載するというので規定されてございます。

このように、取扱い事務、カードの様式という

のは法令に決められておまして、私どもの事務処理上でもカードの交付時は、当市の住民基本台帳の内容を基に市職員が本人確認を行いながら手続、交付をしているという状況になってございます。

◎9番（千葉 浩規委員） 結局、国からお金が来て、そのまま市を素通りして、そのまままた国に返っていくと。発行業務はほぼシステム機構でやって、発行のところは委託業者がやってくれてということで、ほとんど国ではないのかなという気がするのです。

それで、何かこのカード申請がなかなか進まないということについて、何かこう、地方が悪いような雰囲気は何となくあるのですけれども、私はそうではないと思うのです。やはりデジタル庁も発足したのですけれども、政府が個人情報を掌握管理するという点について不信感がやはり国民の中に根強くあるということで、一番の責任は国にあるということを描いて、質疑を終わります。

◎23番（越 明男委員） 今日は、朝から張り切っておまして、総務費の款項目で今日はほとんど時間を費やすことになりそうだなという思いで、今日は今ここに立っていました。

質疑項目は10項目なのですけれども、内容的には人件費に係る部分と地方創生推進費に係る分、大きくたった二つであります。

人件費のほうから、通告に従って順次進めてまいります。担当課長、ひとつよろしく願い申し上げます。

今年度の決算の審議に当たって、今年度はコロナ禍の下で職員の皆さんが心身ともに大変緊張感と多忙に処理された期間であったのかなと思いつつ、そこで残業手当の部分でコロナ禍の下で当初の予想よりも増えた残業手当を処理した課の状況、これはちょっとどういう状態になっている

か、できればベストスリーぐらいとか、そんなところをひとつ御説明願えませんか。

◎人事課長（堀川 慎一） 人件費、時間外手当の御質疑でございます。

令和2年度の時間外手当でございます。こちら、全会計の合算になりますけれども、市全体で申し上げますと、令和元年度と比較すると、時間外手当の金額としては約2400万円が減少してございます。増減率で申し上げますと、約7.5%の減となっております。

これは様々な要因がございます。例えば、昨年度、令和2年度は国勢調査があつて増えた部分もございます。逆に、選挙事務がなかったということで減少している部分もありまして、トータルでは減少しているものでございます。

コロナ関連で申し上げますと、コロナ対応の各種補助金支給事務などで増加している課がございます。逆に、コロナの影響で当初予定していた行事とかイベントが実施できずに減少した課もございます。コロナ関連の分として、きちんと把握はできていないところもありますけれども、人事課で把握している部分で申し上げますと、例えば昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策室では定額給付金事務の対応により増加しております。あと、農政課では、コロナで影響を受けた生産者に対する交付金事業で増加しております。あと商工労政課につきましては、コロナの影響を受けた事業者に対する支援事業の対応などにより増加してございます。

◎23番（越 明男委員） 続いての通告に従つての質疑を行いますけれども、この年度、給与改定はどういう状況でありましたでしょうか。一般職の一時金と月給の改定についてお伺いします。

◎人事課長（堀川 慎一） 昨年度の給与改定についての御質疑でございます。

当市の給与改定につきましては、国の給与水

準、給与改定を基本としながら、地域における民間給与の状況を反映した県の人事委員会の勧告内容に沿った形で行っております。昨年度は、国・県ともに期末手当の支給割合を0.05月引き下げ、基本給については据置きという勧告であったため、当市においても同様の内容の改定を行ったものです。なお、この改定により、期末手当については支給割合が年2.5月から2.45月に、期末手当、勤勉手当合わせた年額ですけれども、4.3月から4.25月となっております。

◎23番（越 明男委員） 今の月給の改定、それから一時金の改定は、この後また年末にかけてこの年度の大きな問題になってくるということも含めて、ちょっとお伺いしました。

次に3点目、高卒の職員の採用状況、二、三、ちょっとそこに書きました。この年度、高卒職員の採用数、それから一般職で結構ですけれども、初任給はどの程度の支給になっているのか説明してください。

◎人事課長（堀川 慎一） 昨年度採用試験に合格して今年度採用した職員は、全体で31名ございます。そのうち高校、短期大学卒業の年齢を対象とした初級試験で採用になったのは8名でございます。

続いて、初任給につきましては、初級試験に合格して採用された高校新卒者の場合、初任給は15万600円となっております。

◎23番（越 明男委員） 結構採用されているんですね。高卒は少ないのかなとちょっと思ったものですから。

続いて、再任用の職員の期末及び勤勉手当についてお伺いします。この年度、何らかの変化はございましたでしょうか。ございましたら、変化の内容をちょっと確認したいのと同時に、再任用の方々の期末・勤勉手当というのは、これはそもそもあるのですか。あることを前提にして、どの程

度の支給割合という状態に今なっていますか。

◎人事課長（堀川 慎一） 再任用職員の御質疑でございます。

期末手当、勤勉手当につきましては、支給割合は期末手当が年1.4月分、勤勉手当が0.85月分ということで、合計で年2.25月となっております。なお、昨年度については据置きとの勧告がなされておりまして。

◎23番（越 明男委員） 続いて、私もこれ、一般質問で取り上げた経験がちょっとございますから、いわゆる会計年度任用職員、制度的に大きく変わりました。全国的にもいろいろな問題点を投げかけているようなのでありますけれども、再任用職員のこの期末・勤勉手当の支給状況、支給内容はどうなっていますか。

◎人事課長（堀川 慎一） 会計年度任用職員につきましては、期末手当を支給してございます。支給割合については条例で定めておりまして、年2.0月分を支給してございます。

◎23番（越 明男委員） 今、触れてきました再任用と会計年度職員の部分は、前段で取り上げた一般職の一時金、それから給料の改定とリンクするものですから、恐らく。同一労働の要素が非常に強いという部分がありますので、ここは市の対応だけではなかなか対応できないという部分があるのかもしれませんが、一般職同様に再任用、会計年度の部分については、地方自治体の頭の痛いところの一つなのかも分かりませんが、でもやはり公共団体を支える意味では、職員、働く労働者、これ立派な石垣、城に例えると石垣だと言われてますので、ひとつ財政当局も含めて、今日はここには市長、副市長はおられませんけれども、必要な十分なる対応ができるように要望しておきたいと思っております。

続いて、2款1項11目、119ページの地方創生推進費のほうに移りたいと思っております。

ここは、組立て上、前もってお話ししておきますけれども、12節の委託料のところと、それから18節の負担金、補助及び交付金に分けて質疑したいと思っておりますので、ひとつ担当課のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、この11目の中で、全体としても9000万円近い、1億円近い不用額が出ている中で、委託料のところ5100万円ほどの不用額が出ております。不用額のちょっと分析をしたいと思うのですが、不用額が5100万円の到達、これはどういうふうに分けておられますか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 2款1項11目地方創生推進費12節委託料の不用額でございます。

不用額の合計が5126万2200円となっております。地方創生交付金を活用している五つの事業で実施を予定していた九つの業務でそれぞれ不用額が発生しております。

主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響によって、イベントや会議が実施できなかったこと、それから事業規模の縮小によるもの、また契約差額によるものとなっております。

◎23番（越 明男委員） ただ、後ほどの負担金、補助金のところと関連するのですが、不用額の分析の部分については、国から支給されたお金が処理されなかったという部分が主要な側面だとすると、今、課長がお話したような分析でいいのかなという気がするのですが、ただどうもこの地方創生推進費、国からの推進費のそもそもの銘柄が、地方自治体を本当に励ますものになっているのかどうか、ここからの分析もちょっと入り用だと思いますので、ここは意見だけちょっと述べておいて、そこら辺のところを踏まえて、次に掲げている二つの事業のところを少し質疑してみたいなど、ちょっと思いました。

最初に、このひろさきローカルベンチャー育成

活動業務委託料、ちょっと長いのですけれども、ここは委託先をどう見ているかと。委託先に変な委託料を委託しているということになっているのですが、たしかネクストコモンズ云々かな、これ一体どういう会社で、どこの会社で、何でこの地方創生推進費の貴重な国民の税金をこの会社に委託しているのか。つまり逆に言いますと、この会社をセレクトしているのか、ここの担当課はどちらでしたか、ちょっと忘れましたが、説明してもらえませんか。

◎企画課長補佐（笹田 哲文） ひろさきローカルベンチャー育成・活動業務委託料についてお答えいたします。

まず、一般社団法人ネクストコモンズラボはどういった会社かというございますけれども、こちらの会社、平成28年度に岩手県遠野市のほうでスタートいたしましたネクストコモンズラボの取組、これ全国展開をするための組織として、平成29年2月に東京に設立された団体でございます。

委託の理由でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この取組を全国展開するために設立された団体で、当市では平成29年度からこの取組を行っているほか、他の九つの自治体においても複数の履行実績があるということから、引き続き委託契約を締結したものでございます。

◎23番（越 明男委員） 私もこの今の委託先のネクストコモンズ云々は、それなりの問題意識を持って、今、調査をしつつあるところなのですが、平成29年からという御答弁をいただいて、ちょっとまたびっくりしたのですけれども、岩手と言いましたか、盛岡と言いましたか。青森県の津軽の業者を励ますようなセレクトをきちんとしないと、地方創生推進にあたわずという感じがちょっとするので、ここは意見だけ述べます。

次、りんご営農サポートシステム構築事業。これも今の組立てと少し同じように、委託先が慶應

義塾大学と聞くだけでもすごい研究室だなと思ったりしていたのですが、セレクトの、委託先を選んだ理由と、この大学の研究所といいますか、何を最終的には成果品として期待しているのですか。あるいは、期待できるのですか。それは現場の農業経営者をどう励ますことになるのですか。担当課長、よろしく申し上げます。

◎りんご課長（澁谷 明伸） りんご営農サポートシステム構築業務委託料で、まず一つ目、慶應義塾大学SFC研究所を選んだ理由でございます。

この取組は、人口減少、担い手不足が進んでいく中で、このりんご産地をこれからも活性化させていくために、熟練技術を次の世代へもつないでいくということを目的に取組を進めたものでございます。

この取組と同様の取組を先行しているものがございます。例えば宮崎県のマンゴーであったり、静岡県のみかんであったり、石川県のブドウなど技術が見える化する取組を行っているのが、慶應義塾大学が先行して行っておりまして、同様の取組をりんごでも進めたいということで、慶應義塾大学と連携して進むことにしたものでございます。

具体的に何をやっているのかということでございますが、これまでは剪定の技術を仮想空間でということは行ってまいりましたが、今回新たに始めた取組といたしまして、摘果の技術が見える化するということを始めております。摘果というのは、やはり翌年の花芽形成であったり、果実への大きな影響があるという一方で、樹体の樹勢とかを見たりして、この木にどのくらいの実をならせればいいのかという判断がやはり入門者にはなかなか判断がつきづらいということもございまして、それをこの木で今の実なりだったらどのくらい摘果をすればいいとか、そういうことを画像

図上でアドバイスしてもらえそうなシステム構築を現在進めているところでございます。

連携して取り組んでおります農業関係者団体のほうからは、営農指導の際に最適な摘果量を見える化して伝えることが可能になる、あと生産者の方からも、摘果量の確認とか見直しがしやすくなって、適正着果量が理解しやすくなってくるということで、期待の声を頂いております。

なかなかこれから実践していくには様々な課題があると思いますが、少しでも入門者の方に分かりやすいシステムづくりというのを取り組んでいきたいと思っております。

◎23番（越 明男委員） それぞれの委託料の説明をありがとうございました。

続いて、地方創生推進費の18節の負担金、補助及び交付金のところ、2点質疑をいたしてまいります。

18節の不用額3518万7000円、当初予算8200万円、すごい残余といたしますか、不用額です。まずこれ、驚きました。これをどう分析なさっておりますか。決算の認定に当たって、この分析、これどういう状況だと分析していますか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 2款1項11目18節負担金、補助及び交付金の不用額についてでございます。

こちらのほうも、地方創生交付金を活用している四つの事業で実施を予定していました八つの補助事業等でそれぞれ不用額が生じております。主な理由としましては、委託料と同様に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響ということで、企業活動が停滞というか、活発に行われなかったりですとか、そういったものがあつたほか、国が新たに創設した補助事業を活用したことによって、こちらの交付金の事業を活用していなかったという事例もございます。こういったことで、交付金を活用した補助事業の実施の見込みが下回っ

たことによるものなどとなっております。

◎23番（越 明男委員） それでは、ここの第2款の通告の最後になりますけれども、今、白戸課長から説明のあつたここの18節、4事業とかおっしゃいましたが、この中のライフ・イノベーション推進の問題を少し取り上げたいと思うのですが、それも多岐にわたりますから、私のほうは、企画課担当の先端医療促進に絞ってちょっと何点か伺いますので、説明していただけますか。

1075万円の決算額になっているのです。まず、先端医療促進、これ「先端」のつくのがむちゃくちゃはやっている。何のことだかよく分からない。本当に困るぐらい、私だけかも分かりませんが、これはこの事業の目的というのは、一体、負担金をどの方に出すのですか。これは何の先端医療を促進、ということなのか。

それから、もう一つ、今の部分と併せて、委託先、ここに医療機関及び民間事業者とあるのですけれども、これは委託先は市内のということで理解してよろしいのでしょうか。

もう1回戻りますけれども、先端医療促進とは何かということと、併せて先端医療促進のこの負担金を出すことによって、市にとって、市民にとってどういう効果があると分析なさっているか、そこをまとめてお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、先端医療とはということで、こちらのほうは、市民の健康寿命の延伸を目的に先端的な医療の体制の整備、強化につながるということで、例えばロボットスーツを使いました先端的なリハビリテーション、それから再生医療、そういった分野を対象に、機器やシステムの導入に対して補助を行っているものでございます。補助対象者につきましては、委員がおっしゃつたとおり、市内の医療機関及び民間事業者ということとなっております。

市にとっての効果ということでございます。令和2年度は、この補助金を活用しまして、自立支援用のロボットスーツ、それからリハビリテーションの効果検証に用いる3次元動作分析装置、そしてVR機能を有した歩行訓練装置の導入に対する3件の補助を行っております。例えば、自立支援用ロボットスーツを用いました歩行のリハビリテーションでは、歩行距離や歩行速度に改善が見られたといった報告があったほか、3次元動作分析装置については、従来判定できなかった関節の角度、そういったものを分析が可能となったことによってリハビリテーションの効果検証の精度が向上したというような報告があったところで

す。

このように、先端的な医療技術の導入を促進することによりまして、地域医療の体制強化が図られ、市民が当市において先端的な治療を受けられる、ひいては市民の健康寿命の延伸に寄与するというところで考えております。

◎23番(越 明男委員) 私、これで終わります。2時36分まで、持ち時間35分のうち30分を費やそうとしたのですが、今日は非常に簡潔明瞭な御答弁を頂いて、10項目の割にはすっすっと行くものですなと思いつつながら、でもちょっと地方創生推進費についてはもう少し時間をかけて、私自身がですよ、時間をかけて、それから大分時間もたってきている、これは5年、6年、7年かかって来ている部分があります。ここは相当なメスを入れて必要な分析をちゃんとやって、本当に弘前で働く人たち、自営業者の皆さん、法人の皆さんを励ますものになっていたかどうかというのは、少しメスを入れて分析しようではありませんか。というか、分析したいと思っております。

委員長、終わります。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、櫻鳴会。

◎4番(齋藤 豪委員) 今、23番の越先輩の滑

らかな進行に、私自身、非常に戸惑っております。では、通告に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

まず、1項目めは、2款1項4目の、説明書の45ページになります。いいかも!!弘前応援事業(ふるさと納税寄附金推進事業)に対して、幾つかお聞きしたいと思っております。

3月の予算委員会で皆さんが聞かれておられたのですが、私もちよっと聞きたいところがあったのですが、時間の都合上聞けなかったもので、今回に送らせていただきました。

説明書を見ても、非常に寄附金が増えて、件数も増えた。担当部署の方々の努力のたまものかなと思うのですが、この寄附金が増えた要因、この実績について、何か思い当たるところがあればお知らせください。

また、説明書の中に令和2年度寄附実績の表があるのですが、1番から7番までありますけれども、突出して1番と3番と7番のコースが多いのかなど。このコースについても、ちよっと詳しくお知らせください。

◎広聴広報課長(土岐 康之) ただいま、二つの質疑があったかと思っております。

まず、令和2年度のいいかも!!弘前応援事業、ふるさと納税寄附金の実績が増えたことの要因ということで、こちらのほう、担当課としましては、主な要因としては年度の後半に11月からポータルサイト、ふるさと納税をインターネット上から申し込むポータルサイトを1サイトから三つのサイトに増やしたこと、あと10月からは返礼品発送等の業務を市から委託する中間事業者が切り替わり、豊富な実績、ノウハウを生かして返礼品の管理、PRなどが強化されたことが大きいと考えております。またほかに、この中間事業者による返礼品の新たな掘り起こし、提案が増えたことも貢献していると捉えております。

続きまして、三つの寄附のコースがありますけれども、そちらのうち多かった寄附コースの内容でございますけれども、一番多かったのが日本の「さくら」応援コースということで、弘前公園の桜管理や弘前公園の景観保持・整備に関するものとして寄附いただいたものを弘前公園お城とさくら基金に積み立てて活用しているもので、やはり日本の桜の名所ということで、こちら辺が寄附者の気持ちを捉えて寄附が多かったものと思います。

また、弘前子ども未来応援コースも多かったです。子育て環境の充実を図る事業に活用するものとして、弘前市子ども未来基金に積立てして活用しているものでございます。こちら、弘前市の子供たちを気かけ、将来に向けて応援する方が多かったものと思っております。

三つ目ですけれども、多かったものとして日本の「りんご」応援コース、設置しております。こちらは生産量日本一のりんごをはじめとした農業全般に関する事業に活用するものですが、こちら昨年度、令和2年度に新たに設置したばかりのコースでありますけれども、返礼品のほうも突出してりんごが選ばれているということで、やはり弘前はりんごのまち、地域だということで皆さんが思っているということで、おいしいりんごを応援するというので寄附額が増えたものと考えております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

まさに寄附される方の思いがここに反映されて出てくるわけですが、私ども会派でふるさと納税をやっている自治体を幾つか視察したのですけれども、ふるさと納税をしていただく、さらにはこういうコース、目的があってしていただく。それに対して取組されている市は、結果そういうお金がどういうふうに使われたのか、どうい

うふうに役立てられているのか、そういう報告書をもらうとすごくうれしいと、視察のときの研修で分かりました。当市もそういうところまでぜひ踏み込んでやってほしいです。

また、この増えたこれを来年度以降、さらに大きくしていくために何かお考えはありますでしょうか。お知らせください。

◎広聴広報課長（土岐 康之） ただいま御要望といたしますか、頂いた御意見としまして、どう活用されているかということ、寄附された方にちゃんと届けることが大事ではないかということだと思います。

現在のところ、当市のほうでは、寄附者に対する寄附金の活用へのフィードバックとしまして、市ホームページ上のふるさと納税応援ページにおいてコースごとに寄附金を活用した概要を紹介しております。また、ふるさと納税の寄附を申し込むポータルサイト上にも、活用の概要を紹介しておりますけれども、今お話があったように、もうちょっとフィードバックといたしますか、寄附された方に対しての情報提供というのは、もうちょっと手厚くしたほうがいいのかということを感じておりますので、今後いい方法がないかということで、他市の状況も見て考えていきたいと思っております。

あと、今後の増やす方法ということのお話でしたけれども、直近でまず、昨年の取組でサイトのほうを、ポータルサイトを増やしたことで大きい増加要因になりました。今後も、ポータルサイトというのはいろいろとございます。昨年増やしたところは十分シェアが大きいところですが、そのほかにも有効なポータルサイトがありますので、そちらのポータルサイトを増やすところで、いろいろな方に弘前市のふるさと納税というのを見る機会を増やすということが一つのポイントだと考えておまして、今年度に関し

ましてもポータルサイトを増やすということの準備を進めておりまして、9月6日から一つポータルサイトを増やしております。

あと、今の現状としましては、返礼品の魅力が高いところが寄附が上位に来ている自治体も多いと思いますので、そういう返礼品の部分、弘前市の地域資源でもありますけれども、そちらをもう少しと分かりやすく、もっと魅力的に見えるように紹介していくことも大事なのかなと思っておりますので、そういう点も踏まえて今後取り組んでいきたいと考えております。

◎4番（齋藤 豪委員） 最後1点だけ、もう一つだけお聞かせください。返礼品のお話が出たので、返礼品の人気ベストスリー、また逆に返礼品としてちょっと人気がないというの、もしお知らせできればお聞かせください。

◎広聴広報課長（土岐 康之） 当市の返礼品ですけれども、先ほども少し触れましたけれども、約8割ぐらいが、返礼品として選ばれているのがりんごの生果になっておりまして、これからシーズンに入っている寄附の件数も増えてくるものと思っております。令和2年度におきましてですけれども、人気のあった返礼品につきましては、傾向としてりんごですけれども、家庭用とか訳ありとか、味がよくて数量の多い返礼品が多く選ばれております。また、りんご関連ではりんごジュースもとてもおいしいということで人気がありまして、こちらも2番目の人気のカテゴリーとなっております。そのほか嶽さみや日本酒なども人気の返礼品となっております。

残念ながら人気のなかった返礼品ですけれども、令和2年度に関しましては、体験とか宿泊ができる返礼品もございますけれども、こちらは当市を訪れて利用する返礼品になりますけれども、昨年度に関してはコロナの影響もあったのかなと思っておりますけれども、そういうこともあって、

ちょっと件数のほうは大分少なかった状況でありました。

◎4番（齋藤 豪委員） この款については最後に要望を述べたいと思いますけれども、まず返礼品にりんごが出てきてくれてよかったなど、ほっと胸をなで下ろしております。結局、ふるさと納税していただく、さらにはそれをどのように使ったか、こちらからは非常にそれがこういうふうに関立っているとか、こういうコースに基づいていろいろ関立しているとかというような情報のやり取りで向こう側の方とつないでいただくということを大事にさせていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

続いて、2款1項9目の説明書の59ページであります。エリア担当制度ということで、3月には石田委員がお聞きしておりましたけれども、非常にコロナ禍にあって、なかなかこういう町会へ出向いて、町会の方々と地域の方々とのつなぎ役というのは非常に難しい御時世であったかなと思うのですけれども、この中でもエリア担当制度が行われた効果、それで今後どのような取組を進めていくのか。さらに、この制度に対するいろいろな改善点とかがあろうかと思ひます。お知らせください。

◎市民協働課長（高谷 由美子） エリア担当制度についてお答えいたします。

最初に、エリア担当制度の事業の効果ということでございますが、エリア担当制度は市内全26地区の町会連合会ごとに職員を配置し、地域の要望や課題を担当課につなげ、課題解決に向けた支援を行うことや、地区町会長会議へ出席し、市の施策等を分かりやすく伝えるといった活動を行っております。

制度の効果につきましては、担当職員を通じた案件処理件数が制度導入当初に比べ増加傾向にあり、相談しやすい関係性が構築できていると考え

ております。また、昨年10月に実施した市内全町会長へのアンケート結果において回答のあった295町会のうち64%から、エリア担当制度について今のままでよいとの回答を頂いており、地域と行政のつなぎ役として一定の成果が上がっているものと捉えております。

続いて、このコロナ禍での今後の制度の進め方というところだと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、各地区では会議の中止や書面での総会実施など、集まり自体が減少しております。そのことから、令和2年度の地区町会長会議への出席は218回で、令和元年度の343回から約4割減となっております。一方で、町会から寄せられた要望等の案件処理件数につきましては、429件と令和元年度の424件から増加しております。地域の要望や課題を吸い上げ担当課へつなぐという役割については新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに実施できるものと捉えております。

また、令和2年度と令和3年度を比較して見られる傾向として、単位町会の役員会への出席依頼が増えております。このような小さい会議のような機会も大事にしながら、積極的な市政情報の提供や地域要望等の吸い上げに努めていきたいと考えております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

それこそ町会へ出向いて、様々な叱咤激励、意見、要望があろうかと思えます。生の声を聞いて、いかにそれを市政に反映していくかが非常に大切な業務だと思います。今後ともぜひ継続して続けていってほしいなと思えます。

ちょっと関連してくるのですがけれども、次の款項目なのですがけれども、2款5項1目、説明書の70ページなのですがけれども、市民アンケートということで、こちらはまた広域的なアンケートになろう

かと思うのですがけれども、アンケートの場合こちらから事前に質問項目というのを設定してのアンケートになろうかと思えますけれども、そういった場合、それをどのように行政に反映させていくのか。アンケートも随分続けて実施されているようではありますが、このアンケートの効果についてどのように受け止められておられるかお知らせください。

◎広聴広報課長補佐（菊地 謙太郎） ただいま質疑のありました市民意識アンケートの実施の目的等だと思っておりますが、まず市民意識アンケートというものは、市が実施する取組の成果や満足度、地域課題の重要性や優先度を把握し、今後の施策の企画立案及び改善のため、政策評価を行うための基礎資料を得ることを目的として実施しているものです。

◎4番（齋藤 豪委員） さきに頂いた弘前市民意識アンケート集計結果報告書というのがあるのですがけれども、この中で満足度が25.7%ということで、これが果たして高いのか低いのかは私はちょっと知る由もないのですがけれども、ただ年々上がってきているなというふうには、グラフ上はなっておりました。ただ、満足度が低い分野、雪への取組とか広聴の機会とか幼児教育、保育サービスとかがあるのでありますが、まさにエリア担当の方が担っておられる、意見を聞くというような部門とか、やはり多いのは雪対策であったのかなというような印象を受けます。この満足度をぜひもっと高いものにするべく、エリア担当並びに市民アンケートをしっかりと担当部署へつないで、市民の意見を拾い上げていってほしいと思います。

次に移ります。

2款1項1目、これは決算書の85ページであります。委託料のICT活用事業のところのテレワーク環境構築業務委託料のところについて質疑

しますけれども、私、以前に一般質問でも弘前市のICT、さらにはテレワークにこのコロナ禍でどのように弘前市として取り組んでいくのか、今これを構築することによってどういう成果があったのかお知らせください。

◎情報システム課長（羽場 隆文） ICT活用事業のテレワークについてです。

今の状況ということですが、昨年度にテレワークの端末を15台追加しまして、現在20台で運用しております。利用状況としましては、昨年度82件、約8,000時間利用されており、東京事務所の職員による新型コロナウイルス感染症対策の在宅型のテレワークが主な利用となっております。また今年度は、感染症の影響によって職員がやむを得ず自宅待機などが必要になった場合の対応とか、あとまつり本部でのモバイルワーク—自分の席から離れたところで業務を行うというモバイルワークとか、あと休みの日に市のホームページを更新、早くデータを変えたいということの対応とかで利用しております。

◎4番（齋藤 豪委員） まさにコロナ禍でこういう状況にあって、ICTを活用してテレワークを行うことによって働き方改革にもなるでしょうし、職員の密も防げます。また、先ほど来触れてきた市民からのアンケートとか、そういうところにも今後はICTを活用して行ってほしいというふうな思いを述べて終わりたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後2時53分 休憩〕

〔午後3時15分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎4番（齋藤 豪委員） 続いて、2款1項11目の委託料、都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ

について質疑します。

説明書には泉佐野市のほうからということで書いてあったのですが、今年度はコロナ禍で来られなかったようでゼロ人と書いてあったのですが、これ今年度は無理としても、その前の年は何人ぐらい来ていて、どのような方が来られて、どのような成果があったのか。また、今後についてもどのようにお考えかお聞かせください。

◎農政課長（齊藤 隆之） 都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業でございます。先ほど委員のほうでお話があったとおりで、令和2年度につきましては、このコロナの影響によりまして都道府県をまたぐ移動が制限されたということで、その見通しが立たない中で受入れができなかったというふうな状況でございました。

令和元年度の受入れの状況でございますけれども、人数としては66人でございます。この事業そのものが大阪にある泉佐野市と連携して、大阪のほう、泉佐野市のほうで農業技術の基礎を学んだ後に、弘前のほうで農業法人において実践的な農業技術の研修をするというふうなことでございまして、大阪のほうで農業技術というのを学ぶ方というのが、就労経験に乏しい若者というふうな方になってございます。そういう方を泉佐野市のほうで募集をかけて研修をした後に送り出すというふうなことでございまして、年齢的には若年、若年無業者と、ちょっと言葉を変えて言えばそういう方になりまして、大体二十歳から30代、そういった方が多いというふうな状況でございます。

この事業の効果ということでございますけれども、こちらのほうは、目的として二つございました。一つが地域農業の多様な担い手の育成確保でございます。もう一つが補助労働力の確保、育成・確保の二つの目的で実施したところでございます。担い手の育成確保につきましては、送り出

しを担当しておりました大阪のNPO法人ともいろいろ協議をして、なかなかそちらのほうは難しいなといった状況で、実際に弘前のほうで就農された方というのはいらっしゃいませんでしたけれども、こちらのほうで研修をされた中、体験された若者の中では、研修という形ではなくて、一定の期間農業法人で雇用というふうな形で一時期就労された方も数人いらっしゃいます。ただ、実際にこれまでの状況、生活環境から文化からいろいろなものが違う中でというのは、就労経験の乏しい若者には難しいのかなというふうなところで、そちらのほうは我々のほう、思っているところでございます。

もう一つの補助労働力の育成確保につきましては、受け入れた農業法人におかれましては相当助かったと。これによって、非常に我々、必要な時期に必要な労働力としても活用ができたということで、そちらのほうは一定の効果があつたものと考えております。

◎4番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

まさにりんご農家、私もそうなのですが、慢性的な人手不足に陥っております。できればそういう就農支援とか、興味のある方を大都市から受け入れるような機会をまた模索してほしいなと思います。

次に移ります。

2款1項11目の決算書の119ページですけれども、委託料のりんご営農サポートシステム構築ということで、先ほど越先輩がるる質疑されて、説明を受けておられました。大まかなことは分かりました。

私からは1点だけ。りんご農家として、去年とおとしの事業ですよね、摘果は今年で完了していると思うのですが、剪定はまだ、今年の冬、残っておられると思うのですが、我々

現場のサイドにはこのような構築システムがどのように現場のほうに下りてくるのか。もし分かるのであれば分かる範囲で、一般の農家の方がそういう情報をどのように活用できるのかお知らせください。

◎りんご課長(澁谷 明伸) りんご営農サポートシステム構築事業でございますが、どのようにして生産者の元へということでございますが、昨年度から取組を始めておまして、現在デモ段階ではございますが、スマートフォンのアプリでデモを作って、デモのシステムを用意しております。そのスマートフォンで写真を、りんごの木を撮ったときに、例えばこの樹勢であればあとどのくらい摘果したほうがいいのかとか、どのくらいの実をならせればいいのかというのを、デモ段階で今作成しておまして、それを来年度、さらに農業関係者団体の指導員の皆様にもそこを検証して頂いて、アプリとして今後普及させていきたいと思っております。

時期的には、いつからそのアプリを普及ということは今の段階でははっきりと申し上げられる時期ではないのですけれども、できるだけ早く新規就農者の方であったり、これからやってみたい、もう既にやり始めてもまだ経験の浅い方などが摘果の参考にもらえるような、手軽に使えるアプリのシステムを導入したいと考えております。

あともう一つ、先行して進めております剪定技術のほうにつきましては、今年度も指導をされる皆様にも使い込んで頂いて、これから冬期間に剪定の大会とかございます、様々な箇所です。そういうところでも、その仮想空間での剪定技術というのを体験をしていただいて、生産現場の皆さんの声を頂いた上でそれをブラッシュアップさせて、令和5年度からの本格的な活用につなげてまいりたいと思っております。

どのような場所で使えるのかというのは、現段

階の構想でいきますと、例えばりんご公園に用意させていただいて、予約制とかで無料で、例えば農閑期とかに青年部の皆様にお集まり頂いて活用してもらおうとか、手軽に使ってもらえるような環境にしたいと思っております。

◎4番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

それこそ、りんご農家、まさに慢性的な人手不足なのですけれども、いざ摘果とかになると、結構退屈なのですけれども、結構思考力を求められる仕事です。摘果作業であれば、まさにそういう技術があれば非常に助かるかなと。私自身、うちに来られる作業員にどうやって教えればいいのかというのがすごい悩みの種でして、ぜひとも現場にそういう技術が下りてくることを願っております。

では続いて、2款4項1目、ページは132ページ、選挙費でございます。

通告しているのですけれども、去年は幸いにして選挙はございました。今年は衆議院選挙が任期満了に伴って行われるということで、コロナ対策、去年コロナ対策はやっておられたのか、講じておられたのか。また、コロナで投票率が下がっているというのが非常に取り沙汰されているのですけれども、コロナのこういう事態であれば、まさに投票率も下がるであろうということで、コロナに対する対策はどのようにされておられるのかお聞かせください。

◎選挙管理委員会事務局次長(村元 広美) それでは、選挙におけるコロナ対策ということでございます。

委員おっしゃったとおり、去年は選挙の執行がございましたので、コロナ対策ということであれば、選管事務局で不在者投票であるとか、あと選挙人名簿の閲覧にいらっしゃる方がいますので、その方たちに使用していただくアルコール

消毒液であるとか、あと職員が使うビニール手袋、それから消毒用のペーパータオルとか、これを2款4項1目選挙管理委員会費の消耗品費から7,000円程度出費したものがございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、衆議院の選挙はいつ解散になるか分かりませんので、対策としては随時継続して検討を続けてまいりました。いよいよ本年11月までには執行される予定になっておりますので、国・県からの通知や情報提供、ほかの自治体の感染症対策を参考にいたしまして対策をまとめております。

まず、投票所において実施する感染症対策といたしましては、投票所の出入口に消毒液を設置し、来場者に消毒をお願いすること、投票事務従事者はマスク、フェースシールド、ビニール手袋を着用すること、投票用紙の記載用として使い捨て鉛筆を用意すること、それから定期的に投票所の換気、記載台や来訪者の手が触れる部分の消毒などを行うこととしております。

また、有権者の方々に対しては、選挙をお知らせするチラシや広報ひろさき、市ホームページなどで投票所でのマスクの着用、せきエチケットの徹底、投票所出入口での手指の消毒の実施、来場前・帰宅後の手洗いの実施、投票所でのソーシャルディスタンスの確保、あと可能であれば投票用紙記入用の鉛筆またはシャープペンシルの持参などをお願いする予定としております。

また、新たな取組といたしまして、投票所の混雑を防止するため、投票所が比較的空いている日や時間帯を探す参考にできるよう、過去の選挙のデータを基にした期日前投票所の日別の混雑状況や、当日投票所の時刻別の混雑状況をチラシや市ホームページに掲載することとしております。

投票所における感染症対策と来場する有権者の皆様に対応していただくことを十分広報することにより、安心して投票に来ていただいて、投票率

を上げていけるよう準備をしまいたいと考えております。

◎4番(齋藤 豪委員) 大変丁寧に、説明ありがとうございます。

まさに需用費とか消耗品費とか、備品購入代なるものが計上されておられるのですけれども、これコロナの対策に関連するものなのかなという思いで聞かせていただきました。また、投票率が下がっている中で、コロナ禍にあってはコロナ対策を万全にやっているというな啓蒙活動も必要でしょうし、またさらに職員の方が立会いされていますよね。ああいう現場でもコロナ対策をしっかりやっていただけるよう、意見を申し述べて終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、創和会。

◎6番(蛭名 正樹委員) 私からは、2款1項1目、決算説明書の38、39ページ、決算書の83ページの委託料、職員研修でございます。

研修を様々やられていると思うのですが、研修項目の中で事務処理ミス防止のためにやっている研修項目、あるいは科目で、事務処理ミス防止のためにやっている科目などはあったのか。それと、研修での成果、効果、その辺をどう認識しているのか、まずはお伺いします。

◎人事課長(堀川 慎一) 職員研修の関係でございます。

昨年度の職員研修ですけれども、内容としましては初任者や新任係長級、新任課長補佐級、課長級職員研修などの階層別の研修と、あとは市政を取り巻く様々な課題を解決するため幅広い知識や能力の習得を目指す特別研修を実施して、延べで70の内部研修を実施してございます。その中で事務処理ミス防止に特化した研修というのは実施してございませんけれども、どの研修においても少なからず事務処理ミスの防止に関わる要素が含ま

れているものと思っております。その中でも関連性が高い研修としては、例えばコンプライアンス研修は全ての階層別研修で実施してございます。あと、チームマネジメント研修は新任係長級で実施しております。あと技術職員研修、あと仕事の段取り力向上研修などがございます。このほかにも、人事課で実施しているものではございませんけれども、会計事務研修とか契約事務研修などもそれぞれの課でこれまで実施してございます。

また、今年度の話になりますけれども、新たに今年度は課長級、課長補佐級の職員を対象にしたリスクマネジメント研修を年間計画に加えてございます。さらには、事務処理ミスが続いたことを踏まえまして、年間計画とは別に管理監督者研修、技術職員研修を実施するなど、事務処理ミスの防止に努めているところでございます。

◎6番(蛭名 正樹委員) 様々御努力されているというのは十分分かるのですが、やはり研修の項目の中にもOJT研修とか様々やっているようです。それで、技術職員のチェック能力のアップとか、設計・積算の能力のアップのために検査室に中堅職員あるいは若手職員等を配置して、そういう研さんを積むような人員配置もかつてはしましたけれども、今はちょっとどうなっているのか。多分いない—いないというか人員が割けないとか、いろいろなことがあってやっていないのかも分からないのですが、今は実際どうなっているのですか。

◎契約課長(黒沼 立真) 検査室は契約課のほうになりますので、私のほうから答弁申し上げます。

令和元年度までは、技術職員として、現役の職員と言えればあれですけれども、が技術指導であったりを担っておりました。ただ、やはり検査室の検査業務というのが、非常にシーズンのなものも

ありまして、その関係もあると思うのですが、結果、新陳代謝等により、3年間で3名だと思っております。今現在は、そういう技術指導という立場の人間というのではありません。ただ、その検査職員のほうで実際の設計審査を行う中で、その設計の中身の部分ではないですけれども、これまでの経験等を生かしてアドバイス等は行っております。

◎6番（蛭名 正樹委員） やはり研修と人員配置等、様々なことでそういう事務処理ミスを総合的に防いでいくというふうな視点が必要だと思います。

ちょっと意見を述べて終わりますけれども、自治体のリスク管理、危機管理に対しては、通常の業務と一体であってこそ有効な取組として効果を発揮するものと考えております。通常業務と一体化に向けたやり方としては、今さっきやった研修体系の見直し、庁内の意思決定、調整システムの改善、チェック体制の強化、それと人事評価制度の活用など、システム、制度としての導入が必要と私は考えております。

2020年4月に改正自治法が施行されて、内部統制制度の導入が県や政令市においては義務づけられましたけれども、その他の自治体は努力義務ではありますが、弘前市も内部統制制度の導入の研究・検討、様々な形で今後臨んでもらいたいと思います。

次に移ります。

2款1項1目、85ページ、契約管理・電子入札システム導入支援業務委託料。まずは、この決算説明書にも載っていますけれども、具体的な業務内容と委託先、そして求める効果についてお知らせください。

◎契約課長（黒沼 立真） すみません。今の項目に入る前に、先ほどの私の答弁でちょっと誤解を与えるような部分があったかもしれませんの

で、訂正させていただきたいと思っております。

先ほど、技術指導を行う職員がいないというふうなことにちょっと申し上げましたけれども、現役の職員で技術指導を専門に行う職員がいないという意味で訂正させていただきます。実際、検査室の職員においても、技術指導は必要に応じて行っております。申し訳ありませんでした。

契約管理・電子入札システム導入支援業務のまずは具体的な内容、あと委託先、効果というお話でした。お答えいたします。

まず、業務内容ですけれども、電子入札の運用開始に向けまして、契約管理・電子入札システムの構築を委託したものであります。目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と入札参加事業者の利便性の向上及び入札事務の効率化を図るものであります。

委託先でございますが、株式会社日立システムズ東北支社であります。

効果ということでございますが、ちょっと目的にもかぶるところはありますが、入札事業者にとっては、まずは利便性の向上と。我々契約をする側といたしましては、入札事務の効率化を図って事務処理ミス等をなくするというを目的として、効果として見ております。

◎6番（蛭名 正樹委員） 入札システムの効率化、迅速化と入札する業者の利便性向上というふうなことでございます。振り返ってみれば、その事務処理ミスが起きてしまった場合に、このシステムでは、なかなかまだそういうふうな、今年も起きていますので、なかなか難しいのしょうけれども、そういう事務処理ミスを起こさないような考え方を取り入れているというふうなことは理解しました。

そういう意味において、いろいろなシステムのデジタル化、あるいはそういうふうなことで未然に防ぐというふうなこともあろうかと思っております。

れども、さきに入札取消し、取りやめなどが結構あって、そしてそのルールがやはりしっかり確立されてないことが入札者あるいは市民の不安をかき立てたところがございますので、ぜひこういうふうなシステムと同様、しっかりしたルールづくりを早急に構築していただきたいと思っております。

◎7番(石山 敬委員) 私からは、2款1項9目、決算書116ページ、ボランティア支援事業、説明書58ページについてお伺いします。

まずは、この説明書を見ますと五つの事業がございますが、令和2年度に実施した内容についてお伺いします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) ボランティア支援事業の内容についてお答えいたします。

令和2年度に行った主な取組内容といたしましては、一つ目として弘前市や周辺地域で活動しているボランティア団体や市民参画センターを利用している団体間の交流と情報交換、日頃の活動内容を紹介することを目的とした市民ボランティア交流まつりを開催いたしました。

また、市内周辺でボランティア活動をしている人を講師に招き、話を聞くなど、ボランティアを学ぶ機会を提供する講座「ほっと・ぼらんていあ」の開催、ボランティアに興味・関心を持つ方に活動を始めるきっかけづくりとしてもらうため、様々なジャンルのボランティアを1日だけ気軽に体験してもらう一日体験ボランティアの実施、ボランティアスタッフとボランティア支援センターの職員が共同で企画・作成しているボランティアに関する情報誌「ふくろう通心」の発行、そしてボランティアに関心のある人やボランティアを必要としている団体からの相談を受け、その人に合った活動の紹介やアドバイスをしたり、活動希望者と受入れ希望者との橋渡しを行う相談コーディネート業務、これらをボランティア支援

業務として実施したものであります。

◎7番(石山 敬委員) これを見ると、各事業ごとに参加人数、相談件数が載っておりますけれども、この参加人数と相談件数について、令和元年度と比べてどうだったのかお伺いします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) お答えいたします。

ボランティア相談、情報提供等の件数は、令和元年度は274件、令和2年度は129件と、約半数となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によりボランティアを受け入れる団体の活動が縮小したり、ボランティア活動をしたいと思う人も自粛傾向にあったことによるものと考えております。

一方で、市民ボランティア交流まつりの参加者は、令和元年度の273名に対し、令和2年度は327名と増加してございます。感染防止対策をしっかりと行って、また会場を2か所に分散して開催したことで、多くの方に来場いただけたものと考えております。

ほっと・ぼらんていあの講座については、令和元年度は4回実施し、参加者は合計35名、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で1回みの開催となり、22名の参加がありました。また、一日体験ボランティアについては、令和元年度は3回で23名、令和2年度は5回で49名の参加となっております。従事する内容によって募集定員が異なるため、一概に比較することはできませんが、毎回定員を満たしている状況となっております。

令和2年度の傾向を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実際の活動自体は少なくなっておりますが、イベントの開催や体験機会を提供すると多くの参加者が集まる状況にあり、市民のボランティア活動への関心は高まっているものと認識しております。

◎7番(石山 敬委員) 令和元年度と比べて、コロナ禍にはありますけれども、この市民ボランティア交流まつりと一日体験ボランティアの参加者が増えているということでした。

次に、ボランティア活動の課題と課題解決に向けて取り組んできたものはあるのかお伺いします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) ボランティア活動の課題とその課題解決に向けた取組ということでございますが、ボランティア団体からは、メンバーの高齢化や新規の会員が集まらず、会員の減少、固定化によって活動が広がらないといった声や、団体活動の情報発信の機会が少なく、支援を求める声が聞かれておりました。

これらの課題に対しまして、令和2年度は団体のPR、活動範囲や会員の拡大、団体同士の連携などに役立ててもらうために、新たにボランティア団体の情報を市のホームページなどで紹介する取組を始めております。ホームページに掲載された団体の情報を見た方が活動に興味を持ち、実際にボランティアに参加した事例もございました。

また、高校生や大学生のボランティア活動への興味・関心が高まっておりますので、令和2年度は一日体験ボランティアの回数を5回に増やして実施しております。参加者には、ボランティアとはどういうものかなどについて、ボランティア支援センターの職員が最初に説明を行い、ボランティアについての知識を得てから従事してもらっており、若い世代のボランティア参加へのきっかけづくりやボランティアへの意識の向上につなげる機会の提供を強化しているところでございます。

◎7番(石山 敬委員) ぜひ今後も頑張りたいと思います。

続きまして、2款1項13目、123ページ、特別定額給付金支援事業についてお伺いします。

この給付率を見ますと全国平均よりも上回っているのですが、この給付率向上のためにどのような対策を講じてきたのかお尋ねします。

◎地域医療課長(佐伯 尚幸) 給付率向上のためにどのような対策を取ってきたかということでございますが、まず給付方法としましては、オンライン申請というものがございましたが、これに必要なマイナンバーカードを所持しておらず、また市から送付される郵送による申請であれば、生活を守るためにはこれを待てないという市民がいらしたかと思えます。一刻も早く給付金を必要とする市民に対しまして給付するために、市独自の方式としまして、市のホームページから申請書をダウンロードしていただきまして、郵送で申請する緊急申請を市の直営で実施しておりました。

それから、未申請の方に対しましては、チラシの配布をはじめ広報や市ホームページ、公式SNS等において申請を呼びかける記事を掲載し、またラジオ番組で呼びかけ、申請勧奨通知による周知を行ったほか、高齢者など配慮を要する施設に対しましても申請書代筆等の支援協力依頼文書を送付しまして、申請漏れのないように努めてまいりました。

また、市から送付した申請書が宛てどころ不明として市に返送されてきた方につきましては、市職員が住所地を直接訪問しまして、居住確認の上で申請書を配付するなどの対応を行ったところでございます。◎7番(石山 敬委員) ちなみに、受給されなかった方の、主には自分で要らないという理由の方がほとんどだと思うのですが、それ以外で受給しなかった方々の受給しない理由についてお伺いします。

◎地域医療課長(佐伯 尚幸) 給付できなかった方で辞退及び未申請のほかは、申請前に死亡された方が75世帯、75人ほどございました。また、書類不備のまま辞退の取扱いとなった方が6世

帯7人ございました。

◎8番（木村 隆洋委員） 2款1項11目、決算書の119ページ、ICT技術活用先端医療体制構築支援業務委託料についてお伺いいたします。

説明書のほうにも書かれてはいるのですが、事業内容及びこれまでの実績について、もう少し具体的にお知らせください。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 事業内容、実績等についてお答えいたします。

本事業は令和元年度に着手しておりまして、初年度はシステムの運用ルールを関係医療機関等で共有したほか、五つの医療機関への導入支援を実施しております。

令和2年度は、導入した医療機関での効果検証を行うとともに、さらなる体制強化を目指して、弘前地区消防事務組合の救急車両への導入支援を行い、救急搬送先との連携について効果検証を実施しております。

これまでの事業の成果としまして、効果検証を始めました令和2年1月から令和3年6月までの間で、病院間での連携実績が310件報告されているほか、病院外での活用につきましても、医師の呼び出しが不要となった件数が71件報告されているなど、システムの活用実績が徐々にではありますが伸びてきております。

また、利用者を実施したアンケート調査におきましても、約8割の方が医師の負担軽減や診断、または治療時間短縮に効果があったと回答しているほか、オンコール出勤の削減やスムーズな地域医療連携についても、半数が有効性を感じているという結果でありました。また、救急隊においても、患者情報を搬送先に伝達する手段として幅広く有効活用されている事例が多く報告されています。

◎8番（木村 隆洋委員） 今のお話であれば、弘前地区消防事務組合にも導入されたというお話

でした。この救急搬送時についての、例えば患者の事例とかも含めて、その救急搬送時の具体的な部分、事例も含めてお知らせください。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 救急隊での活用実績についてお答えいたします。

活用を開始しました令和2年8月から令和3年6月までの間で207件の実績報告がございます。内訳といたしましては、本システムを活用しました脳卒中の判定結果の送信が約4割、次いで外傷の度合い、程度を判断するための現場写真や心電図の状態の情報が搬送先の医療機関に伝達されたケースが多いほか、新型コロナウイルス関連の患者搬送の際にも、コミュニケーションツールとして非常に有効であったとの意見も伺っております。

◎8番（木村 隆洋委員） 医者の方々の負担軽減等も含めても、この救急体制を構築する上でも非常に重要な事業かなと思っております。この令和元年度から導入して昨年度も行った中で、今後の課題についてどのように認識しているのかお伺いいたします。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 今後の課題についてお答えいたします。

これまで、本事業の実績から、弘前大学医学部附属病院を中心とした一定の病院間連携の体制づくりというものは整えられたと考えております。

一方で、津軽地域保健医療圏では、弘前大学病院が中心的な役割を担いながら、西北五地域保健医療圏からの患者の救急搬送も行われておりますが、両医療圏においては、本システムを導入しているのは弘前大学病院を含めて市内の5病院のみとなっております。そうしたことから、当初から目標としておりました広域展開を目指すためには、市内外の医療機関においてさらなる普及というものが必要になってきております。津軽地域保健医療圏に属する市外の医療機関及び西北五地域

保健医療圏の救急告示病院につきましては、本システムの活用に係る協議会にオブザーバーとして参加頂いております。情報の共有を図っているところではありますが、実際のシステムの導入に当たって、市外の医療機関に対しまして、財政面で導入支援をするということについては難しいものですから、今後は県の協力も得ながら、広域の救急医療連携のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

◎8番(木村 隆洋委員) 議会初日の議員全員協議会における県への重点要望、令和4年度に関しての県への重点要望に関して、この事業の広域的な拡大も新規事業として載せられたと認識しております。来年、(仮称)弘前総合医療センターがいよいよ運用開始という中で、津軽圏域の2次救急の拠点ができる。医者の方々の救急対応の負担軽減、また早い段階での判別がこの事業によって可能になってくるということは、助かる命がこれから増える可能性も十分あると思っております。そういった意味では、県の協力も得ながら、ぜひ広域に、広域市町村で連携してやる方向性を見出ししてほしいと思っております。

次に行きます。

2款1項11目、決算書119ページ、ひろさきローカルベンチャー育成事業についてお伺いいたします。

先ほど越委員のほうからも委託先等のお話がありました。私のほうからは、この事業のこれまでの事業成果についてお伺いしたいと思っております。例えば、当市に移住してきた方々とか、起業したとか、そういった実績等も含めてお伺いいたします。

◎企画課長補佐(笹田 哲文) ひろさきローカルベンチャー育成事業のこれまでの事業成果をお答えいたします。

りんごやワイン、教育、ゲストハウス、食の分

野で起業プロジェクトが進行しております。令和3年9月現在で9名の方がそれぞれの新規創業に向け、地域資源にフォーカスを当てたビジネスモデルの創出とプロジェクトメンバーの活動支援、事業拠点の運営等を行うコーディネーターとしての業務を行っております。

実績といたしまして、教育プロジェクトに取り組むメンバーは、若者の夢を実現させるため、新規就農や飲食店開業に向けた伴走型支援を行い、これまで12名の若者を支援し、うち5名が新規就農や飲食店を開業するなど、次のステップへ踏み出しております。また、このメンバーについては、令和3年5月に農業法人を立ち上げ、ニンニクの生産・加工・販売に取り組むとともに、新規就農に意欲のある若者に対し、農業経営の知識・技術を習得させ、将来的な独立就農を促す環境づくりを実施しているほか、りんご産業プロジェクトに取り組むメンバーについても、自らりんごを生産し、りんごをコンテンツとしたイベントの開催、情報発信等を行うほか、新規就農するりんご農家をフォローするための農業法人を令和3年8月に設立しております。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、木揚公明。

◎16番(小田桐 慶二委員) 私からは、2款1項1目、決算書82ページ、委託料の各種研修、職員研修と書きました。

昨今、随分事務ミスが多発しているという印象を持っておりまして、決算書を見ながらこの職員研修がおおよそ16項目くらいですか、ずらっと書かれています。こんなに研修を受けているのに、何でミスがいっぱい多発するのだろうというのが素朴な、純粋な気持ちです。一体どういう研修を受けてきているのだろうかという疑問から質疑に立たせていただきました。

まず、予算に書かれている研修項目あるいは説明書に書かれている研修項目以外にも研修項目は

あるのでしょうか。あったのでしょうか、昨年度。

◎人事課長（堀川 慎一） 職員研修についてでございます。

決算説明書のほうに載っております研修については、これは全て委託で研修をお願いしている部分がここにありまして、あとはさらに直営でやっている部分がございます。内部研修については、全部で70の内部研修を実施してございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） ちょっとびっくりしました。全部で70項目の研修内容があると。それぞれ対象となる方は別れるのでしょうかけれども、まずそこで、これは全体的な話です。一つ一つの項目ではなくて、各種研修の成果としての総括を、どう総括してらっしゃるのか。昨年度のです、それお聞かせください。

◎人事課長（堀川 慎一） 研修の成果という部分でございます。

まず、研修の受講者ですけれども、内部研修で階層別の研修が延べ412人、特別研修が延べ624人ということで、内部研修では1,036人が受講してございます。

成果でございますけれども、研修の実施後には受講者全員から受講報告書を提出してもらってございます。その中で、受講して学んだこと、業務に生かせるポイントなどについて報告を受け、研修成果を把握してございます。例えば、コンプライアンス研修は新採用職員、あとは新任係長級職員、課長補佐級職員を対象にしてございますが、受講者からは常に緊張感を持って職務を執行したい、コンプライアンス違反は一個人では収まらない問題となるため、気をつけて業務を進めていかなければならないといったリスク管理に対する意識向上につながっており、研修の成果であると考えております。

また、研修を受けた時点での成果、これは研修

を受けてすぐの成果でございますけれども、実際にその後の業務にどのように生かされているかということ把握するために、一部の研修においてですけれども、研修から3か月後に成果がどうなったのかということも職員に聞いております。その結果としましては、研修で学んだ知識やスキルを実践する機会があったと回答した職員が82%、またそれを業務で発揮することができたと回答した職員が85%となっております、アンケートからになりますけれども、研修の効果はあったものと考えております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 研修の効果はあったものと。今の課長の説明ですと、いわゆるPDCAサイクルとして、3か月後にアンケートを取ったり、聞き取りをしたりということをやっているということで相対的に効果はあったものと今、答弁ございました。

私、今の答弁で一つ疑問に思ったのは、研修を受けた本人にももちろんPDCAサイクルでどうだったかというのを聞くことも大事ですけれども、その職場の同僚なり上司がどう受け止めているかと。さすが研修を受けてきた彼だなど、こういうところで効果を発揮できているなというところは聞いていないのですか。

◎人事課長（堀川 慎一） 先ほど、研修の受講の報告書を研修終了後に受講者本人から上げていただくという説明をしましたが、その中で管理監督者、その課の所属長がそれに対してコメントをしている、それも一緒に上げてもらってございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 細かいことをつつくわけではないのですが、それは研修が終わって、本人の感想・決意も含めて報告書を書いてもらって、それに対して上司もコメントを書くということでしょうけれども、それ以降、仕事をして頂いて、現場のそういう、本人の仕事ぶりをどう

周りが評価しているかということをしちんと把握することも大事だと私は思うのです。これは意見で終わります。

そして、70項目に及ぶ研修項目で、先ほど延べ何人という話をしておりましたが、実際この項目に対してはこういう人が対象だというのがありますよね。そうすると、その対象となるうち、実質何人がこの研修に参加しているのかということが、私は大事になってくると思うのですよ。これ各研修も含めて、全体的にその辺の参加している対象となる人は、何割程度参加していると認識していますか。それは、満足すべきものですか。

◎人事課長（堀川 慎一） 研修も役職ごとに実施している階層別研修というのがまず一つございます。そちらは、各階層に昇任したときに原則として対象者全員に受講してもらっております。

もう一つが特別研修といいまして、対象者を限定していない研修でございます。それは、研修科目も様々ございまして、職員それぞれが自身の業務との関連性を踏まえまして、希望する職員が受講しているという状況で、実際に何割の職員が受講しているかということところは少し、答えを持ってないというところですが、ただ、研修によっては定員に満たない研修というのもございますので、人事課としてはより多くの職員に受講していただきたいと思っております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。

いずれにしても、この70項目ある研修内容をやはり担当課としては参加者の状況、あるいはそれ以降の仕事ぶりの把握、その点をやはりしっかり見ていくような体制は取らなければいけないと思うのです。

先ほど蛭名委員も、事務処理ミスに絞った研修項目があるのかと、それはないという答弁でしたね。これはないならないで、これまでも、昨年度

だって大なり小なり事務ミスはあったと思うのです。事務処理ミスが起きたときに、なぜ起きたか、その原因何か、そしてそれを解決するためには何が必要かというのを検証する人は誰ですか。

◎人事課長（堀川 慎一） 事務処理ミスの関係ですけれども、事務処理ミスが発生した原因、あとは未然に防げなかった原因等をしっかり……。事務処理ミスが発生したときには、担当課にも言っ、そこは検証して頂いて、作業手順の見直し、事務処理マニュアルの改良、そういったことを実施しております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 大体、おっしゃることは分かるのです。当然、やはりミスを起こした現場の人たちが、なぜこうなったのだろうという問題意識を持って取り組まなければいけない。これがまず一番です。そこの担当の管理者が責任を持って取りまとめをするということなのだろうと思うのですが、そういう取組をしてきたのにも関わらず同じミスが多発しているという実態があるわけです。これは、私も民間の時代があったし、様々ミスも犯してきましたよ。社長から厳格に叱られて、給料カットになったときもありました。大体そういうものなのです。そういう緊張感を持たせなければいけないという、私は問題意識があります。

そういうことから、令和2年度の様々研修を踏まえてきて、先ほどは新たにリスクマネジメント研修を実施している、今年度からやっているということでありました。それはそれで分かりました。そういうことで、スキルアップのために、できるだけミスを犯さないために、よく言われるのは、人がやっているのだから、ミスがあつて当たり前だという考え方もあります。それは確かにそうです。けれども、それを少しでもゼロに近づけていく取組は必要ではないかと、必要だと思うのです。

そういう意味から、この70項目に及ぶ職員研修の在り方、それから先ほど蛭名委員からもあった事務処理ミスの防止の研修、こういうものをもう一度、令和2年度の実績を踏まえて見直しするときではないかと思っておりますので、その点をよろしくお願いします。以上で終わります。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 私は、2款1項7目、決算書109ページ、放置自転車対策事業、説明書の55ページです。

まず、決算書のほうでは、放置自転車対策の委託料は295万4000円、説明書のほうでは611万円となっておりますけれども、多分これ、決算書のほうは、この295万4000円プラスアルファで何かあるかと思えます。その違いは何かをまずお知らせください。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 自転車放置対策事業についてでございますけれども、説明書に書いております611万円の中には決算書の放置自転車対策業務委託料の295万4000円のほかに、自転車放置防止指導員ということで務めております会計年度任用職員2名の人件費等と、それからPR用のチラシ等の需用費、こういったものがありまして、トータルで611万円ということになってございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 分かりました。

さて、ちょっと前々年度、令和元年度と同じこの対策事業では、私調べてみましたら、撤去台数が78台、それから返還台数が47台で、令和元年の決算では720万円となっております。前年、令和2年度は、撤去台数が32台で返還台数が11台で611万円と、先ほどのもろもろの経費も含めた金額かと思えます。元年度に比べて3分の1の金額なのです。決算額では100万円の減ですけれども、この相違について説明をお願いします。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 放置自転車の撤去台数等の減少と事業費の減少が連動していな

いようなところの御説明ですけれども、事業費の主なもののが自転車放置防止指導員の人件費と、それからこの指導員の補助業務を行う業務委託料が主なものになっていることもございまして、放置自転車の撤去台数等に応じて変動する費用でないということもありまして、事業費が大きく減額していないところが理由でございます。

ただ、そのような中で、104万円事業費が減額となった主な理由といたしましては、令和元年度までは、撤去した放置自転車の保管と、それから返還を城西大橋下の保管所でやっておりました。ただ、撤去した駅前から遠いとか、そういったようなことで、やはり市民にとっては引取りが不便であったというようなところもございまして、令和2年度からは、撤去した放置自転車の保管・返還業務を、現在、完全利用料金制で指定管理しております弘前駅中央口駐輪場のほうに業務を変更したことで、保管・返還に関する業務委託料が不要となりまして、その分が減額になったということが主な理由になっております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 続いて、2款1項9目、決算書の117ページです。説明書57ページです。

この中で、一般コミュニティ助成事業費補助金とありまして、四ツ谷町会と小比内あすなろ町会、事業内容が除雪機等の整備とあります。「等」とは、これ除雪機だけの整備費には多分こんなにかからないと思います。240万円も出せば新車で買えると思うのですけれども。この除雪機等とありますけれども、この「等」とは、何なのか。何に補助をしたのかをちょっと詳しくお知らせください

◎市民協働課長補佐（村田 善彦） 一般コミュニティ助成事業費補助金への御質疑にお答えします。

令和2年度の一般コミュニティ助成事業には、

四ツ谷町会と小比内あすなろ町会が採択されまして、両町会とも除雪機のほか、町会活動に必要な備品を新たに整備したところがございます。四ツ谷町会では、主なものとして会議資料等を作成するためのパソコンやプリンター、また小比内あすなろ町会では、町会行事で使用するためのテントやアルミ製リヤカーを整備しております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 除雪機の整備のほかに、そのほかいろいろ町会で使うものに対して助成していると、補助金を出していると。分かりました。

これ、何でも助成対象、町会の助成対象、何でもなるのですか。

◎市民協働課長補佐（村田 善彦） こちらに関しては、一般コミュニティ助成事業の対象となるものが、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備となっておりますが、乗用の草刈機などの車両や中古品の購入、既存の設備の修理等につきましては助成の対象外となっております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私のほうは、3項目がございます。

まず、2款1項1目、85ページ、委託料、Wi-Fi環境整備事業に関してお聞きします。まず、これに関しては、利用者数と課題及び解決法についてお聞きします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） Wi-Fiの利用者数と課題ということですが、利用者数は全部で25施設、70アクセスポイントありますが、15万9162件ございました。課題といたしましては、このような25施設に利用されておりますけれども、中には利用頻度が低い施設もございましたので、機器の移設など有効活用していかねばならないと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私は一番課題だと思っているのが、やはりWi-Fiの環境です。今、はっきり言って5Gの時代にもう入ってき

て、普通の通信でもかなりしっかり入ってきます。そういう意味では、場所によってはWi-Fiを使うと非常にストレスがたまる場所がまだたくさんございます。ですから、この辺をやはり解決していくことが、観光であるとか、あるいは様々なICTとか、デジタル化とか、いろいろなことに、大きく影響をしていくと思います。その辺に関してどのようにお考えでしょうか。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 今、委員おっしゃるとおり、5Gになれば速度も早くなり、様々なものの利用のストレスとかがなくなってくると思います。確かにWi-Fiにつきましても、5Gの環境が整備された場合、それに対応したスマートフォンとかモバイルWi-Fiとかの速度もかなり早くなると考えられます。ただし、今現在設置しています「HIROSAKI Free Wi-Fi」とかは、その5Gにする場合、機器の見直し等が必要になってまいりますので、もう少しその環境ができるかどうかを見極めながら検討を進めていかなければならないかと思っております。

◎11番（外崎 勝康委員） とにかく、その辺を意識をして、新しい技術を常に模索しながら、取り入れながら、市として頑張っていただければと思います。

最後に確認したいのが、Wi-Fiの災害時の設備運用に関してどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

◎情報システム課長（羽場 隆文） Wi-Fiの災害時の対応ということですが、今現在、国のほうでも、これまでは観光から防災のほうにWi-Fiの環境整備ということは言われてきております。ただし、やはり避難所とかの電源とか、様々なちょっと事情もございまして、その辺をもう少し検討していかねばならないと

思っております。

◎11番(外崎 勝康委員) 私は前に、災害時の避難所のWi-Fi環境の資料を提供したと思うのですが、その辺はどのような検討をされたかお知らせいただけますか。昨年度お渡ししていました。

◎情報システム課長(羽場 隆文) 昨年度、委員から頂きました資料は、防災課のほうにお渡ししております。その際も、今度こういうふうなことで避難所にも防災つけられるようになったよなという話で打合せとかはしたのですが、まだなかなかちょっと、避難所とかには整備するのはちょっと難しいなという検討結果となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) とにかく、やはり災害時においてますます通信というのが非常に大事になっていきます。今、例えば人が入ってきたときの認識とか、顔認識によってその避難所の運営ができて、そうやって誰がどこにいて、どういうふうになっているのかというのが、しっかりシステムで管理できるとか、そういったものも世の中どんどんできてきてますので、そういうWi-Fiの環境というのは、観光だけではなくて人の命を守っていく大きな今度、そういうシステムになっていきますので、その辺は庁舎としてしっかりと、何とか皆さんと連携しながらきちんとしたものをつくり上げていただければということで、これは意見として申し上げますので、よろしく願いいたします。

その次に、ICT活用事業に関してお聞きします。これは、先ほどちょっといろいろ質疑ありましたけれども、活用内容と効果と課題についてはさっきお話ししましたので、このICTが当市として目指すもの、今回のコロナ禍においてICTに関して今回進めたということなのですが、コロナ禍においてこのICT事業として目指すものと

いうのは、今現在、ICT事業についてどのようにお考えになったのかお聞きしたいと思います。

◎情報システム課長(羽場 隆文) まず、コロナ禍でのICT活用についてどのように考えたのかということですが、テレワークとテレビ会議について、まずは人との触れ合いする場を少なくしようということを観点に進めてきておりました。テレワークにつきましては、先ほどもお話ししましたとおり、15台の追加を行って現在20台で運用しております。また一方で、テレビ会議というふうな利用も考えておまして、先ほどの20台もこのテレビ会議でも利用できるようにしておまして、昨年の利用状況としては642件の2,143時間使われておまして、その利用用途としましては、国や県、他市町村、民間事業所との打合せ、会議、説明会、オンラインの研修などでの利用が主なものとなっております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。やはりICT事業というのが、今コロナ禍において、働き方改革ということで随分加速化したと思うのです。ですから、このICT事業と働き方改革ということに関してどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

◎人事課長(堀川 慎一) 働き方改革の点でのテレワークの活用ということですが、現時点では感染症対策での活用に重点を置いて、まずは運用を行ってございます。テレワークの活用の拡大については、現在、その運用内容について検討を進めてございます。今年度に入りまして、国から示されたテレワーク推進のための手引、あとそれに基づく説明会、そういったものも参考にしながら、在宅型のテレワークの対象職員の範囲、条件、申請手続などについて、今現在、精査を行っているところでございます。

◎11番(外崎 勝康委員) 本年度に入ってきているのでこれ以上質疑しませんけれども。要

は、やはり今、行政においていわゆる働き方改革、特にICTに関して非常に遅れているというような意見がございます。ですから、そういう意味では今後、ICTを使った様々な組織としての連携の取り方、会議の持ち方、また時によっては外部組織とのICTでの連携の仕方、いろいろな多角的なものがICTによって大きく、行政もある意味では世界とのネットワークもできますので、そういう意味では必要な課題に対してそうやって、職員もこれからどんどん、国内だけでなく海外にも出ていくことがあると思います。そういった部分を含めて、時代を開くICT事業として様々研究していただければと思っております。意見として申し上げます。

その次に、2款1項4目、市立病院・旧第一大成小学校跡地活用検討事業についてお聞きしたいと思えます。

この中に、まず最初に専門家等協議というのがあるのですけれども、その内容、設置目的、構成員、協議内容、またどのような意見が出されているのか、それをちょっとお聞きしたいと思えます。簡潔にお願いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、市立病院・旧第一大成小学校跡地活用検討事業の専門家等協議でございます。こちらは、活用策の検討や事業の手法、それから国の支援事業など、専門性の高い案件に対する意見の聴取などを目的に設置したものです。

構成員は、これまで同等の事業に携わるなど幅広い知見を持つ弘前大学大学院地域社会研究課長、それから国土交通省東北地方整備局建設部都市・住宅整備課長、独立法人都市再生機構東北まちづくり支援事務所所長、それから株式会社前川建築設計事務所所長の4者となっております。

協議した内容なのですけれども、昨年度4回開催しております。基本構想の根幹となる活用の基

本的な考え方、それから整備の方針、導入機能や活用イメージ等の整理のほか、事業手法の検討、活用が想定される国の支援事業等、それから市立病院の老朽化調査の結果についてなどを協議しました。

このほか、4回のほかにも随時相談するなどして意見を伺っております。主な意見といたしましては、市民等懇談会の意見を踏まえまして、健康、交流、学びといったキーワードを導き出したほか、市立病院の内部空間と、それから旧第一大成小学校跡地の外部空間を連携してうまく使うことが大事であるという御意見、それから市立病院の1階部分、ここは市民のサードプレイスとして有効活用することで、健康づくりのまちなか拠点としては健康意識の低かった人の意識向上のきっかけになるのではないかと、それから広場のにぎわい創出のためには、飲食店など日常的に集客が期待される場も必要などの意見が出されまして、こちらは基本構想の素案のほうに反映させております。

◎11番（外崎 勝康委員） 今の内容というのは、情報というのは開示されているのでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 基本構想の素案、パブリックコメントを実施しておりまして、その中に専門家等協議での主な意見ということで記載しております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。ありがとうございます。

それと、その他事務費の内容についてどういった、事務費の内容について、その主な内容を教えていただければと思えます。

◎企画課長（白戸 麻紀子） その他事務費として、旅費が5万3000円、役務費が1万5000円となっております。旅費については、令和2年6月にオープンしました八戸市総合保健センターを

職員6名で視察しております、こちらの旅費、それから役務費につきましては、各種会議の開催に伴う郵便代となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) 八戸市総合保健センターに行かれたということで、その6名というのは、お名前はどなたでしょうか。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 6名——企画部長、私、それから企画課の職員3名、そのほか健康増進課1名となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) 行かれた視察の結果とか、どのように感じたとか、それをどのようにこの弘前市の(仮称)弘前総合保健センターにつなげていこうかと思われたのか、その辺をちょっとお話ししていただければと思います。

◎企画課長(白戸 麻紀子) まず、八戸市の総合保健センターなのですけれども、総合的な医療健康対策の拠点として八戸市が整備したもので、複合施設でございます。子供の健診や急患診療所等の保健医療福祉関係の機能を集約しております、市が検討していた内容と共通する部分があることから視察を実施したものでございます。

当該センターの1階部分なのですけれども、様々な交流を促すようなホールというか、開放的な空間となっております。それから、急患診療所につきましては、感染症罹患者への対応として、一般の利用者との動線を別にしているなど、参考とすべき点がありました。このほかにも、子供の支援センターですとか介護予防センター、そういったものが入っております、機能としてはデジタル機能を活用した先端のシステムというふうに感じました。

一方で、我々が視察をしたときは午後一というか、お昼過ぎの時間帯に伺ったのですけれども、健診の時間は午前中なのかなということもあったのですが、利用されている市民の姿をあまり見かけなかったというところがあります。こちらの総

合保健センターは中心部ではなくて比較的市の郊外のほうに位置するというのも要因かなと考えました。

そういったことを受けまして、今後私たちが整備を進めていく(仮称)健康づくりのまちなか拠点というところになりますけれども、こちらについては、健康・医療・福祉の機能を中心にしまして、多世代の交流、多様な学びなどの機能を集約しまして、朝から夜まで市民が訪れる、市民でにぎわっている、そこへ来て健康の取組が展開される、そういう場所にしていきたいと感じております。

◎11番(外崎 勝康委員) 確かに弘前のよさというのはいろいろあるかと思えます。それで最後にお聞きしたいのが、この八戸市総合保健センターの建物の仕組み、役割と、弘前市が今目指している(仮称)弘前総合保健センターの建物の機能とか仕組みとか、その辺の一番何が違うのかなというのを、皆さんが行って感じたことがもしあれば、ぜひともお話しいただければと思います。

◎企画課長(白戸 麻紀子) まず、八戸のセンターにつきましては、医療、健康対策、福祉部門も入っておりますが、そちらを中心に、どちらかという交流ではなくて、その健診、介護予防、それぞれの目的が独立しているような形に感じています。我々が目指してるものにつきましては、健康・医療・福祉、それから学び、交流、そういったものを総合的に連携をさせて健康づくりのまちなか拠点として市民の健康寿命の延伸を図っていくという点で、それぞれの機能を効果的に生かしていきたいというふうに、八戸のその事例を見て感じたところです。

◎11番(外崎 勝康委員) 私がこの八戸市と弘前市の違いに関して思ったことを最後に述べて終わりたいと思います。

八戸市の総合保健センターは、やはり構想に8

年間かけて造り上げております。その構想というのは、やはりやりたいこと、つくりたいこと、そのことを全部最初に決めて、そういったことを、やりたいことを明確にした上で、そのやりたいことをベースにして建物を造り上げています。ですから、かなり大がかりな大きな組織、またその中には、包括の中心的なセンターもありましたし、また子育てにおいても、相談センターが本当にかかなり充実したセンターがあって、そういう意味では本当にどこまでもやりたい、つくりたい組織をつくり上げたなと思っております。私、弘前市の総合保健センターというのは、やはり旧弘前の建物を活用してやるということで、ある程度決まったエリアの中でやっていくということに対して、私はそこが大きく違うのだなと思います。

弘前市の場合は、ほかの市町村から見ても、子育てとか非常に弘前市は進んでいると言われております。そういった総合的な部分も、私はぜひともできればなと思いました。ですから、そういう弘前市が本当にやりたいこと、やりたいことを全てできるようなセンターができればなと思って、それが大きな違いであると感じた次第でございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来。

◎1番（竹内 博之委員） 私が通告しておりました2款1項1目のICT活用事業なのですが、ほかの委員の方も取り上げていたので、意見だけちょっと申し述べたいと思います。

私も外崎委員と同じようなニュアンスで質疑しようと思っていて、今回のこのICT活用事業というのは、あくまでハード部分の整備をしたということで、それが多分事業の目的ではないはずなのですよね。整備したハード機器を職員がどのように活用して、いわゆる働き方、多様な働き方を実現するとか、先ほどコロナ対策へ今はやってい

るという話でしたけれども、今はルールとかを詰めているというところだったのですけれども、やはり職員にとってICTを使いやすい業務とかというのは、私、一般質問でも話したのですけれども、やはり業務の棚卸しというのにも必要ですし、その多様な働き方を実現するためには、いわゆるこういうケースの場合はテレワークでもいいのだよというQ&Aみたいなものを示すことも必要だと思いますので、機器を整備して終わりではなくて、設備ですので、設備は利用率を上げないという意味をなさないので、ぜひその点についてもしっかり検討しながら、前向きに進めていただきたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属。

◎2番（成田 大介委員） 私からは、2款1項1目、説明書の38ページ、39ページ、職員研修の中の、先ほどからるる質疑がありましたけれども、この中で中級マネジメント、OJT、アンガーマネジメント研修の各研修の内容、これはOJTというのは、これはオン・ザ・ジョブ・トレーニングでしょうから、庁内でのあれなのでしょうけれども、どのような形で、時期で実施しているのかということをお聞かせください。

◎人事課長（堀川 慎一） 三つの職員研修の内容でございます。

まず一つ目の中級マネジメント研修は、新たに課長補佐級に昇任した職員を対象に実施してございます。組織管理というものを念頭に、所属の方針を進めるための判断力、決断力、先見性などの能力と、所属を管理する意識の向上を目指すものであります。研修では、管理者に期待される役割、職場を取り巻く状況把握、職場の現状把握、これからの職場づくりに向けてという大きく四つのテーマに分けて学んでございます。

続いて、OJT研修です。OJT研修については、職場での実践を通じて業務知識を身につける

教育手法ということで、当市では新規採用職員にはトレーナーとサブトレーナーを配置してございます。両者が連携して新規採用職員を教育していくこととしてございます。そのため、トレーナー、サブトレーナー、そして新規採用職員もOJTというものを理解しないとイケないということで、それぞれに研修を実施してございます。まず、トレーナーとサブトレーナーの研修では、OJTとは何か、指導者に何が求められるか、最近の若者の価値観や人間のモチベーションを理解する、上手に伝える手法、上手に引き出す方法などについて学んでおります。そして受けるほう、新規採用を対象としたOJTの受け方研修、そこでもOJTとは何か、仕事の基本である報連相を再確認、言いたいことを上手に言える上手なコミュニケーションなどといったことを学んでございます。

そして最後に、アンガーマネジメント研修でございます。この研修は、課長級、課長補佐級職員を対象に実施しているものでございます。ハラスメントがなぜ起こるか、自己の怒りの傾向とコントロール方法を学ぶことで、様々な場面で冷静に対処できる対応力を身につけ、スムーズな組織運営を促進することを目的として実施しているものでございます。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

この研修というのは、例えばOJT研修であれば、何かそういう研修会社か何か、そういうところからのソフトみたいなのがあってやっているのか。また、ほかのものに関しては、外部からの講師とかというのは招いてやることはあるのかお聞かせください。

◎人事課長(堀川 慎一) 先ほどの三つの研修—中級マネジメント研修、OJT研修、アンガーマネジメント研修は外部の講師にお願いして

実施してございます。

◎2番(成田 大介委員) 再質疑の最後で、特にOJT研修というのは、職場、現場を通じて学んでいくというようなところでございまして、これについては最大の成果というものはありましたでしょうか。

◎人事課長(堀川 慎一) OJT研修でございます。こちらの研修も、研修終了後、受講者から受講報告書を提出してもらってございます。その中では、満足度、理解度は高く、今後の業務に生かせるといった回答が多くございました。トレーナーのほうですけれども、人を上手に使い、上手に育てることが重要である、その使い方、育て方は、初めは誰も経験もスキルもないので、大事な研修だと思う、かける言葉の使い方次第で与える印象、影響、効果に大きな違いがあり、これまで意識せずにコミュニケーションを図ってきたことを実感したとあります。また受ける側のほうの意見ですけれども、OJTの趣旨を理解でき、今後の業務に生かせる内容が非常に多かった、研修を生かし、組織の一員として成長していきたいといった意見がございました。

◎2番(成田 大介委員) この弘前市では、人材育成基本方針というのが令和元年度からあるということで、これを見ていくと、本当に人材の「ざい」は材料の「材」ではなくて財産の「財」だとか、本当にどこかの研修の会社のお言葉かなというのたくさんあります。

何で今回この質疑をしたかということ、やはり今までのもろもろのそういう遅れであったりとか報告漏れであったりというのは、やはりコミュニケーション不足があったのではないかというようなことがよく言われておりました。さらには、やはり理事者であったり、課長級の皆さんが、報連相を徹底するということを言われているようでは、ちょっと私は駄目なのかなと思っています。

なので、このOJT研修に関しては徹底して、コミュニケーションも含めて、今後も精度を上げていってほしいなと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明15日、引き続き2款総務費から審査することといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め、明15日、引き続き2款総務費から審査することに決定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明15日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時44分 散会〕